附錄目次

こうないにはいいとうでしているとうというで	ヌ、町村役場ト電話官署トヲ連絡スル電話ニ關スル件	リ、岸壁又ハ棧橋ニ繋留スル船舶ト陸上トノ間ノ電話連絡ニ即	チ、市内専用電話規則	ト、電話火災報知ノ件	(、電話通話規則	*、電話特別開通規則	ニ、電話加入申込制限ノ件	1、電話規則中一部改正ノ件	p、電 話 規 則	イ、電 信 法 拔 苯	六、電話に關する參考規定類	五、加入區域內公衆電話設置場所一覽	四、加入區域內通話取扱局一覽	い、東京から通話の出來る區域と料金の、東京で呼出請求の出來る區域	イ、東京の電話に加入することの出來る區域	三、電話の區域	二、各種請求書式	一、請求書を御提出になる加入者各位へ
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		闘スル件									附錄二九頁	附錄二四頁				附錄一五頁	附錄 三頁	附錄 一頁

加入者各位へ

請求書の用紙 名義變更請求書設置場所變更請請求書の用紙 名義變更請求書と云為工合に御出した用紙を差上げます、其の他の用紙は局で印刷した用紙を差上げます、其の他の用紙は高には用意してありませぬから所定の書式(本識掲載)に依て御認めの上加入課へ御提出下さい、無紙は可成一件一枚とし三加入の名義。變更には三枚、四加入の設置場所變更問款書設置場所變更請請求書の用紙は可成一件一枚とし三加入の名義。變更には三枚、四加入の設置場所變更問款。

し下さい。
心下さい。
心下さい。
心下さい。
心下さい。
心下さい。
心下さい。
心下さい。

でも夫々準備がある事で直に工事には著手は出來 ません、殊に特別加入區域は接續料を調査し其の 納付を俟つて工事をする事になりますし、加入區 納付を俟つて工事をする事になりますし、加入區 納外への移轉は遞信局長の許可を要する次第です から開通するまでには相當日子を要します。 普通加入區域内でも十日間位はかゝるのですから 普通加入區域内でも十日間位はかゝるのですから 普種提出下さい。さもないと引越し丈けはした が電話機は移轉出來ぬと云ふ不便な事 に な りま が電話機は移轉出來ぬと云ふ不便な事 に な りま

請求書の記載方 学塾は正しく書いて下さい殊院用し振假名を付けて下さい、さもないと後日名護變更又は名義繼承の場合、容易に手續が出來ない場合を生ずることがありお五に迷惑する事があい場合を生ずることがありお五に迷惑する事があります。

であれば何某方の文字を洩らさね様に願ひます。有者の承諾書を、他人の處に機械を設置する場合機械設置場所が他人所有の家屋の場合は、家屋所

する場合がありますから(震災後名義變更をした場合も同様です、舊名義人も印鑑證明書を必要と場合も同様です、舊名義人も印鑑證明書を必要とりならない場合は印鑑紙が必要です。改印屆の出にの印鑑證明 加入名義變更の場合は必ず新

も同じです)御提出下ざい。いです、新名義人の印鑑紙は當局原簿整理上必要いです、新名義人の印鑑紙は當局原簿整理上必要がです。

ものを鮮明に押して下さい。

加入申込と名義變更 加入申込及名義變更の場合は前項掲載の通り新名義使更をすると後日色を必要です、加入申込又は名義變更のときは曖昧な必要です、加入申込又は名義變更のときは曖昧な必要です。

有料掲載請求と未納料金に注意 名義變更の 場合、新名義人は舊名義人の權利義務一切を繼承 するものですから、自然舊名義人の納付すべき電 話料金をも引受ける事になるのです、名義變更を した電話に滯納料金のある場合は、夫れも引受け なければなりませんから、名義變更請求の際は、 なければなりませんから、名義變更請求の際は、 なければなりませんから、名義變更請求の際は、 なければなりませんから、名義變更請求の際は、 なければなりませんから、名義變更請求の際は、 なりればなりませんから、名義變更請求の際は、 なければなりませんから、名義變更請求の際は、 なりればなりませんから、名義變更請求の際は、 なりればなりませんから、名義變更請求の際は、 なりればなりませんから、名義變更高

他人名義又は重複掲載請求のある電話の名義變更の場合、其掲載請求を取消さぬ限りは次期の番號簿に掲載せられますから、有料掲載請求の有無を名義變更の際、舊名義人其の他に就きよく御確めの上不必要のものは取消請求を洩さぬ様御注意下さい、取消請求がないと必要のない番號簿掲載に割し料金文けは納付しなければならぬ様な事になります。

設備慶止掲載請求取消等 加入取消、增設機設備廢止掲載請求取消等 加入取消、增設機の撤去、長距離廢止、卓上機を普通機に變更、信廳用又は私設電話の接續廢止等の場合は六月、抗月、十二月、三月の末日から十五日前に、其の撤廢請求書を差出さぬと事質機械はなくとも、次期の料金を徴收されます。

六日までに其の請求書を出さぬと次年度分の料金

を徴收されます。

改氏名、改印、住所變更屆 氏名叉は印章を改

められたとき、 ません)を變更されたときは速かに所定の式によ り御屆け下さい。 或は住所 (機械設置場所ではあり

高額切手使用 ません。 出の際御購入になれば態々市中等で購入の手續を 用するのは「郵便切手」 ると無效ですから御注意下さい、又電話料金に使 なさるには及びません、 い、當局窓口で賣捌いて居りますから請求書御提 可成壹圓、五圓、 拾圓等の高額切手を御使用下さ 料金納付に使用する郵便切手は で「收入印紙」ではあり 尙其の切手に割印などす

手續不明の場合 なく當局加入課(電話丸ノ内23〇四二一9麴町區大) 手續不明のときは一般執務時間中なれば、御遠慮 請求書の書き方や、 其の他の

に御問合下さい

請求種類別所要書式一 下おい。 欄に示してありますが、 合とありますから夫れは各曹式の注意事項を御覽 要する書類の大體を示すと次の様なものでありま △印の書式は提出を要する場合と要しない場 請求の種類に依て提出を 各種請求書式は別

更加入種類變	名義變更	加入申込	種類の大別
(中)(1)		(八)(口)(1)	同
共同線加入を単獨加入	亡し通	と連接加入の申を強加入の申	Ŀ
を対	ent ent	の人の申の申	細
		申込をする	510
五五二	九〇四四	1、4四 4元	書式 番號 る いっこう

(f)(h).(n)

を請求するとき

0

四

略しようとするとき

四〇

掲載を請求するとき

三九

すとき

取消 變更

四二

番號簿揭載

(m)(=)(n)

掲載を誇る

東するとき

0

三八

するとき 他人名義の掲載を請せ

三六 三五

き複掲載を請求する

三七

代表香

號

區域外加入

加入區域外に加入する とき 代表番號の取扱を精束する

五六、五七、五八

四

四

發

信 專

用 き信電

を話

取を

扱強は信

に専用し

すると著

四三

	and the same of						I Charles and the same			155.0								-
	料金選付	機械類供給	去 智 機 核 撤	器省設受話		電話機相談人		1	美 耳礁走躍					括				
t 4	付を請求する	供給使用しようとするとき電話機、電鈴、長尺コードを	去を請求するとき	するとき 電鈴及受話器の増設を請求	○ 古種増設 (三加入共通の	及維持をするもの	イイ 接続する一般のもの)及乙 り接続するもの)及乙 のもの)及乙	ロ 廢止を請求するとき	(するとき	(取付を請求するとき	(請求するとき ・ 移轉的求中の電話機を	へ 工事延期を請求すると	かと記各種請求を取消す	二 機械一時取外	きの電	(移轉のとき	(轉するとき	
H			二九	元人	五	四四		11	九	八八	七	1六	五	四	1 11	1 11		

翠

二、各種請求書式目次

(課で差上げます)

		•		- 1								•		•	•				-			-	-			-					•					-							
(甲種增設)電話番號簿揭載請求書	重複揭載請求審	他人名義搖載請求審	電話番號簿掲載請求書	電話機械類供給申請書	電話接續廢止居	官職用(私設)(乙種增設)、市內專用)	電話工事竣工層	官廳用(私設)(乙種增設)(市內專用)	綾中箭書	官臨用(私設)(市內專用)電話機接	增設電話機種別變更請求書	增設機械撤去請求審	鈴〇	装置幾更請求書(ラ類リスルモノ)	装置變更請求書(共述三領リスルモノ)	二加入共通乙種增設電話機請求書	乙種增設電話機騎求書	甲種(乙種)增設電話機申請書	本電話機種別變更將求書	長距離就話面話廢止箭求書	長距離電話通話請求書	電話機械取付請求暫	移轉請求中の電話機取外請求書	工事延期箭求書	取消箭求書	電話機械設置場所變更(其他)請求	機械一時撤去請求書	附屬品位置變更請求書	箭水膏	同一邸宅辦內電話機設置場所變更	電話機設置場所變更請求當	電話加入(申込)繼承請求書	話	同	加入登記料(機械移轉料等)還付請求整	加入(加入电込)取消請求書	電話加入種類變更請求書	屋	本加入者承諾書	同	込書	種	(課で差上げ
第三八號書式	號	※第三六號皆式	※第三五號書式	第三四號書式	第三三號書式	-10	第三二號書式		第三一號書式		第三〇號書式	※第二九號書式	第二八號書式	第二七號書式	第二六號書式	第二五號書式	※第二四號舊式	第二三號書式	※第二二號背式	※第二一號替式	第一九號書式	※第一八號書式	※第一七號書式	第一六號舊式	※第一五號皆式		※第一四號書式	※第一三號書式	※第一二號書式		※第一一號皆式	※第一○號皆式	※第 九 號書式	第 八 號音式	第七號書式	第六 號替式	第 五 魏皆大	※第四 號書式	第 三 號書式	第二 號普式	※第一號書式	魯式希號	ますへ

-			-		-	-	-	-	-				-	-	-	_	-	_				-	-	مسا	-	-	-			-
,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,		,	,		,
電話度數料金輕減申請費	市外通話專用電話使用廢止屆	市外通話專用電話承繼屆	承諾書	市外通話專用電話使用(變更)願	加入區域外工事材料購買委託省	電話線路建設工事委託普	承諾書	電話加入區域外加入申諾書	電話皮數料金納付責任者屆	共同線(連接)加入香號選定效承點背	會社解散屆	親權者(後見人)解除屆	親權者(後見人)追加層	代表者變更屆	氏名訂正願	改姓名(改稱)居	町名番地變更屑	肩背削除屆	肩む變更届	肩轡追加屆	住所變更屆	印鑑属	改印属	代表番號取扱方箭求書	發信專用體求書	電話番號簿掲載方取消請求哲	電話番號簿揭載方變更請求香	危話番號簿揭載省略請求書	號簿揭載請求書	(增設官廳用各私設電話機)電話番
第六四號書式	第六三號書式	第六二號書式	第六一號書式	第六〇號書式	第五九號書式	第五八號書式	第五七號酱式	第五六魏皆式	第五五號ノー	第五五號書式	第五四號皆式	第五三號皆式	第五二號書式	第五一號書式	第五〇號舊式	第四九號舊式	※第四八號書式	※第四七號/三	※第四七號ノニ	※第四七號ノー	※第四七號皆式	第四六號書式	※第四五號曹式	第四四號書式	第四三號皆式	第四二號書式	第四一號書式	※第四〇號書式	第三九號哲式	Section St.

4

審郵便局ニ現金ヲ以テ納付スルリ來之ヲ制限シ至急附近又ハ韓局ョリ送付スルルトニ政メラ例ルコトニ政メラがルモノ其ノ他特ニ申込ヲがルスルルのでは、一般

加入申込書

ノ種類及電話機設置場所ヲ指定シ 電話規則二遵と東京電話交換二加入致度左二加入 此段申込候也 (別紙承諾書相

所業

(假名ヲ附ケルコ 1 某印

電話加入種類 單獨加年 月,日

市區(郡)町(村)番地接加入) 共同線加工 (共同線加入、 連

電話機設置場所 何某二有之候

ノ承諾書ヲ添付セラルルモ差支ナシ 以下ノ承諾書ハ申込者ノ所有ニ非サル家屋ニ架設セ リアノ承諾書ハ申込者ノ所有ニ非サル家屋ニ架設セ

前記ノ 場所ニ電話機設置ノ趣承諾ス

家屋所有者

某印

(申込者名) 殿

年

第二號書式

共同線加入相手方選擇書

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地電話番號(電話加入申込年度順番)何

右ノ通り相手方ヲ選擇致候電話番號(電話加入申込年度順番)何 某

住 所 何所

某印

某印

東京中央電話局御中

第三號書式

(戦シ本承諾書ラ省略スル)自己加入ノ電話ニ連接ス ル場合ハカ 申込書二其旨ヲ記)

本加入者承諾書

方請求ノ趣ハ私ニ於テ異存無之候 住 所 連接加入

(本加入者名)

印

同申込者名) 殿

第四號書式

家屋所有者承諾書

今般貴殿二於テ東京電話交換二加入ノ爲私所有

家屋 = 電話機設

私 100 於テ故障無之候

置ノ

趣

11

年 家屋所有者

某印

(申込者名) 殿

第五號書式

(宮陵電話カ長距離加入ノモノナラハ電話番號ノ頭部

電話加入種類變更請求書

ニ 變更相成度候 右單 獨加入(加入申込)ヲ 異同線加入(加入申込) ・ 電 調加入(加入申込)ヲ 共同線加入(加入申込)

住

某印

東京中央電話局御中

年

月

第六號書式

/魏書式ノ箭求ヲ爲サハ其ノ料金ヲ還付/申込後二年ヲ經過シ申込ノ 取消ヲ請求 スシ タル場合衣)

加入(加入申込)取消請求書

電話機設置場所 電話番號(電話加入申込年度順番) 市區(郡)町(村)番地

右加入申込(何年何月何日限リ右加入)ヲ取消相成

所

某印

東京中央電話局御中

年

月

日

第七號書式

(加入登記料、 名義書換料及機械移轉料ノ還付ハ郵便

右ハ何年何月何日何々ニ付何々料何圓還付相成度 電話加入申込年度順番(電話番號) 加入登記料(機械移轉料等)還付請求書

所

何

東京中央電話局御中

H

翠

(第八號書式)

ノ料金ヲ納付致可候條通話取扱方繼續相成度候右ハ相手方共同線加入 ニ付自今單獨加入電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地電話番號 局 番 番 共同線加入通話繼續請求書

東京中央電話日 局 御 中

(郵便切手ヲ消印スレハ無効ナリ

過十四 電話加入 名義變更請求書

三錢 入印紙 收 電話番號 現在電話機設置場所市區(郡)町 局 番加入者 何 (村)番地

右電話加入名義ヲ何某ニ變更致度御承認ノ上ハ新右電話加入名義ヲ何某ニ變更致度御承認ノ上ハ新

舊 名 養 人 所業 何 某印

月

日

7 附 ケ n Ħ

新名義人 (假名 某印)

京中央電話局御中

前能 場所 --電 話機設置 趣承諾 ス

月 加 入者名) 家屋所有者 殿

何

某印

〇號書式

加入(申込)

紙ノ前電上記電明ハノ話 書電者機添話死設 門二遵ヒ責務ラ引取八(申込)ヲ繼承致な 受可申別

東京中央電話局御中 (假名ラ 附 4 n 某り

年

原 女一培附員 增他情故三便 一四種十切 包四話回 三地機

某印

(郵便切手ヲ消印スレハ無効ナリ) 電話機設置場所變更請求書

右電話機ヲ左記ノ場所ニ移轉相成度候 現在電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地 (電話加入申込年度順番 地

某印

局

電話機設置場所電話機設置場所 東京中央電話日 方何某ニ之有候 市區(郡)町(村)型 番 地

二、設置場所ノ變更ヲ必要トスル事由
一、設置場所メ他人ノ邸宅構內ナル時ハ左記事項ヲ附記
新設置場所为他人ノ邸宅構內ナル時ハ左記事項ヲ附記

記 場所 = 電話 機設 置ノ 趣承諾ス

家屋所有者 何 某印

一號書式

加加直事入入接八每以同東 二上課京 本ノへ遞請變照信 審請セエ 差ヲレ課 定出サレタシ 同時ニ 差出サル 日 n 場合ハ 共ノ

| 位回機贴卵 |三八一州便 |国他無電の |地一四話手 同一邸宅 (郵便切手ハ

構內電話機設置場所 消印スレハ無効ナリン 變更請

轉成度候 電話機ヲ現在設署 右電話機ヲ現在設署 市區(郡)町(村)番地 ---テ

移

所

某印

何

東京中央電話局 御 中

期日

附屬品位置變更請求書

ス右 スキッチ等) ノ位恩 電話機と圏スル 電話機と圏スル 置變更相成度候 住 所 住 所 養 食

地

中盤

何

北印

置

東京中央電話局御中月日

6

第

四號書式

ヲ求課工 カカス課へ差出: 水でムトスル場へ 水で、照會セラレル サ合タ局 リレタシ にハ第十八號書 にハ第十八號書 式ル付 ノ電取 電話外 話機期 機等日取り等付取り 請付直 求ヲ接書詩同

(郵便切手ヲ消印スレ ハ無効 ナリ

多国 漫贴 电三共一附便 四 他 使 他 的 一 四 他 医 他 的 一 四 那 手

機械一時撤去請求書

右電話機何箇(增設電鈴何箇)一時取外シ相成度候電話機設置場所(市區(郡)町(村)番地電話番號()局

東京中央電話局御

某印

中

一五號書式

ムトスル場合ハ本請求書ヲ提出セラレ 話機械設置場所變更請求其ノ他ノ請求 ダノ / 取消ヲナ

石ニ對シ 月 日 電話機設置場所 電話徴設置場所變更(其ノ他)請求取消請求書

(村)番地) 右ニ 請求 ノ處御取消相成度候日(機械設置場所ヲ断・市區(郡)町(村)番地局 地

區(郡)町

年

月

某印

東京中央電話局御月日 中

六號書式

工事延期請 水書

生 (本) 何月何日迄工事延期相成度候 電話機設置場所・市區(郡)町(村)番地 電話機設置場所・市區(郡)町(村)番地

東京月中 央電話局御中

第一七號書式

請求書ニ對シテハ料金ヲ娶セスレタシ 以外タ希望セラルル場合 では機械!取外ヲ希望セラルル場合 ハニ 本對請シ 水番ヲ提出 セ行

移轉請求中ノ電話機取外請求書

ニ依り右電話機ヲ新設置場所ニ於ケル開通以前至右電話加入ノ電話機設置場所變更請求致候處都合電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地電話番號 局 番 相成度候

所

東京中央電話日 局御 中

某印

年

第 一八號書式

(場合ハ本請求書ヲ差出サル ~1 シ取 付ラ 詂 求 せ ス n

電話機械取付請求書

右電話機ハー時撤 電話機設置場所 局 市區(郡)町(村)番地

去中ノ處取付相成度候

東京中央電話局御

某印

年

第一九號書式

(正接同課へ照會セラレタシ) 付施行期日其ノ 他ハ

長距離電話請求書

電話番號(電話加入申込年度順番)申及申ノモノハ

右電話機=依り長距離電話ノ通話致度候 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

某印

東京中央電話局御 中

(第二〇號書式缺)

號書式

長距離電話通話廢止請求書

電話番號

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右電話機ニ依リ長距離電話ノ通話ヲ (何年何月何

日限リ)廢止相成度候

某印

年

日

住 所

何 某印

東京中央電話局御中

第二二號書式

(正歩の東京遞信局工務課主管ニ付施行期日共ノ 他 1

本電話機種別變更請求書

中 込 中

電話番號(加入申込年度順番)

右普通本電話機 (卓上本電話機)ヲ卓上電話機(普 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

通電話機) ニ變更相成度候

所

何

東京中央電話局御中

第二三號 書式

ハ工書更持甲 直事式ノヲ種接ハニ場為増 課京シハ場及 へ週申現合乙 照信請在ハ種 會局セノ左増セエラ分記設 ラ粉ルヲ書ニレ課へ最式シ タ主シ酱ニテ シ依加を 付施行期日其 カメノ分ラ朱書 シ置及 本變維

電話機增設申請書

左 記 通電話機增設相成度此段申請候也

日

共印

東京遞信局長殿

關係加入申込登記順番又八電話番號

電話機及附屬物品設置場所

共ノ事山 電話規則第二十九條第二號三依り邸宅又ハ構電話機及除層報で記ませた。 内コ準スル 地域ニ於テ使用セ

四 電話機增設 别 電話機及附屬物品 1 種別

六 五 加入回線通話見込數(中通話馬込數) 增設電話機交換取扱見込數 一日中ノ最

七 現在加入/電話番號及該電話通話數(個一設置 最繁時發著通話數ケル電話!一日中ノ

交換取扱者 (住所、氏名、氏名、 年十二 電光話依 交取 二扱

+ 九 装置方法等 電話官署ニ於テ使

+ 機械類維持方法

+ -必要ナル智識及技能ヲ疏明シ得ヘキ履歴、接工事ニ從事スル者ノ住所、氏名、年齡、該接工事ニ從事スル者ノ住所、氏名、年齡、該、法・一、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京、京 申工 者ノ 及場 直合 者=

十三 取扱方法

十四 增設電話機ヲ設置場所居住者ノ使用ニ ムトスルト (申請及申請書式ニ闘スル注意事項) 丰 ハ其設置場所及電話番號 供 t

場合

四 == 項 ルコト 別の が第九 就及第十 地 は と 将ルコト = P9 電話機桁設工事完了 項ハ岡面ラ

> Ŧi. 爲十 スニ ノ場號へ加藤二加 合書限入 ニハリ者 限關記又 リ係入ハ ノニル入 旨於コ者 於テ其

t 六 第テ該第ノ第 書入十之電八設九面者四ヲ話號備號 省官及維乃 表示の

ル切 コト責任 1二任スヘキ! 一旨ヲ記載シタ

同東一機求十億、機 會局在シコ セエル得トリ ラ粉コサヲ本自トル 付施行期日其ノ ハ本電話 乙電一加 種話加入 增規入= 他

右加電電話 機設置場所 市區(郡)町(村)番地番號(電話加入市込年度順番)工種增設電話機請求書

機(卓上電話機)何簡增設相成度 回線ニ本電話機ト通話シ得サル(得 1 12)普通

某印

東京中央電話局御中

第二五號書式

ハ工場三ト本 直事合加 ヲ電 接ハニ入得話 同東限以ス機 二共通スル電話機ノ 通話 3/ 得ル電話機ハ共通ニ接續 増設ハ甲種均設ノ ス n

課京ル上 照會セラレタシ

スノ

二加入共通乙種增設電話機請求書

電話番號

右加 電話 門線二共通門機設置場所 回線 ス スル普通電話機(卓上電話機)一市區(郡)町(村)番地局 番

簡增設 相成度候 所

東京中央電話局御中

日

某印

第二六號書式

照信求設 エランスシンスを対して、エランスを出せれている。 曾ニ付施行期日其ノルヘシ 人共通ニ變更セムト 他

乙種增設電話機裝置變更請求書

局

通增設 一箇ヲ 右加入囘線 電話機設置場所 市電話番號 二同 變更相成度候 戶內 二架設シタ 市區(郡)町(村)番地 シタル何局何番トノ乙種共ル普通電話機(卓上電話機) 乙種共

東京中央電話局御中

年

某印

8

第二七號書式

ハ直接同課へ照点 スルトキハ本請4 スルトキハ本請4 會セラレタシ 局工務課主管ニ付施行期日其ノ他 東書ヲ差出サルヘシ

乙種增設電話機裝置變更請求書

電話番號

電話番號

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

共通增設電話機二變更相成度候 右加入囘級ニ增設シタル共通電話機ヲ何局何番ノ

東京中央電話局御中

年

H

所

某印

年

月

第二八號書式 直接同課へ照會セラレタシ

電話番號 (電話加入申込年度順番)

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右加入回線二電鈴 (受話器時計形) 何箇增設相成度

所

何 某印

東京中央電話局御中

月

レ共照信
タ通會局 工務課主管ニ付施行期日其ノ他ニ接續スル場合ハ關係ノ電話番

增設機械撤去請求書

右加入回線ニ増設シタル普通電話機(卓電話機設置場所 市區(郡)町(村)番幣電話番號 局 番 市區(郡)町(村)番地

成度医器 何箇ヲ(何年何月何日限リ 上電話機)撤去相

所

某印

東京中央電話局御中

第三〇號書式

.直接同踝へ照會セラレタシ 工事ハ東京遞信局工務課主管ニ付施行期日其ノ他ハ

電話番號(加入申込年度順番)

中上電話機)何箇ヲ市區(郡)町(村)番 ア卓地 上

= 後 更相成度候

電話機

年

H

東京中央電話局御中

某印

第三一號書式

影響シ變更ノ分ヲ ハ加入電話機ト向

東京遞信局工務

回線二接續致度此段申請候也 左記ュ依リ官廳用(私設)(市内専用)電話機ヲ加入 官廳用(私設)(市內專用)電話機接續申請書

所

何

某印

東京遞信局長殿

關係加入申込登記順番叉ハ電話番號

電話機及附屬物品設置場所

電話機及附屬物品ノ種別並簡數

四 込數 官廳用(私設)(市內專用)電話機交換取扱見

加入囘線通話見込數

現在加入ノ電話番號及該電話通話數

工事設計 交換取扱者

機械仕樣

機械類維持方法

工事擔當者

取扱方法 (申請及申請書式ニ關スル注意事項)

三號書式ニ準スル 第二號第四號乃至第九號第十一號,事項八第二十 コト

場合二限リ記入スルコト 第四號乃至第七號八甲種增設ニ 準 ス ル装置ヲ爲ス

第七號ノ事項ニ關シテハ接續ス 丰 電 工事完

四 了迄二別二届出ヲ爲シ 號乃至第三號第八號 得ル 及第九號 =

ノ事項ハ別

二圖

月場合 ロニ限リ其 ,其旨 ラ表示シテ

第三二號書式

官廳用(私設)(乙種增設)(市內專用)電話工課主管ニ付直接同課へ照會セラレタシ設備/檢查、加入囘線トノ接續等へ東京遞信局工務)

事竣工屆

通竣工致候:付網檢查相成度候) (市內) 電話機何箇接續(接續變更)方許可成候處申

東京遞信局長殿

某印

一號書式

官廳用(私設)(乙種增設)(市內專用)

電話機接續廢止請求書

電話番號

止致度候 (市内専用)電話機接續ヲ何年何月何日限リ廢設)(市内専用)電話機接續ヲ何年何月何日限リ廢治 (大)加入回線ニ對スル官廳用(私設)(乙種増電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

所 何

某印

住

東京遞信局長殿

第三四號書式

トシ前記ノ諸項ヲ縮尺ヲ以テ表示)トシ前記ノ諸項ヲ縮アヲル圖面(平面及ノ位置並其「コード」ニ依リ電話機等)、長尺「コード」ニ依リ電話機等)、電話機類ノ位置、該電話機類(監、機等)とのでは、は、一般が対して、 一及ヲ隣設 ス ヲ側移室置ノ 派面型型 間ノ長 セノシ入ト及ラニメロ各取 レ種得等隣付

= ハエタ 接同課へ照會セラレタシ

電話機設置場所 市區(郡)

供給物品 ノ種類箇數用途(用』看設電話機用」電場所 市區(郡)町(村)番地

供給ヲ必要ト スル事情

五 供給ノ方法 府ニ審附ス(審附セス) 政

六 入者ト (線等ヲ供給セムトスル場合ハ)申請者ト加(關係加入者以外ノ者カ隱蔽引込)申請者ト加 ノ關係並其ノ相互間ニ於テ該供給ニ

十二條第二 第二項ニ依り申請候り供給致度供給物品添付ノ上に開スル契約ノ有無及其ノ要旨 ノ上電話規則第七

申請候

何

年 東京遞信局長殿

某印

第三五號書式

(特ニ請求ナケレ ハ通常其氏名ヲ以テ掲載ノ 名難ト 3

電話番號簿揭載請求書

電話番號簿へ左記ノ通掲載相成度候

住 所

某印

年 月 日 何

東京中央電話局御中

電話番號 局 何々屋何某 揭載名義 電話機設置場所 (村)番地市區郡)町

第三六號書式

名ニテ振假名ヲ付セラレダハ掲載セラレストヲ俳戦スルコトヲ得スリストリのスをある。 以テ他人名

他人名義揭載請求書

相成度候 私加入名義ノ電話ニ對シ番號簿へ左記ノ 通り掲載

住 所

何

菜印

東京中央電話局御中 月 日

年

電話機設置場所 電話番號

市區(郡)町(村)番地

局

掲載名義(振假名ラ付)

加入者上揭載名義人上

他人名義掲載ヲ必要ト ス ル 理由

第三七號書式

(掲載名義ニハ總テ片假名コテ振假名ヲ付セラレタ 2

重複揭載請求書

私加入名義電話番號簿へ左記ノ通リ 揭載相成度候

月 H

某印

東京中 央電話局御中

電話番號 掲載名義(振假名ラ付) 所職業置場

局 何某何々屋 何々屋何某

.局

第三八號書

前水書の提供の一〇(食事務所) 增設電話 出登置等

ルル内話於

四 ノ請併住ヲニ的機目構 揚求存者提登ヲニ的內 載ヲスニ出載以ヨト又 ハ為ル供アラテリスハ 省シ場用リ希談同ル家 略得合スタ望置一接屋 スルニルシセシ家續内 ルコ於モモトテノ ラア屋電ニ

種增設)電話番號簿揭載請求書

相成度 電話番號簿へ甲種增設使用者名義左記ノ通り

日

住 何

非印

話種 香 铅 號 (根観名ラ) 設置場所

電話番號

東京中

·央電話局御中

第三九號書式

(増設官廳用又ハ私設電話機)

所左記 記ノ通リ掲載相成度候番號簿へ増設電話機(叉ハ接續電話機)設置場番號簿掲載請求書

住

何

某印

東京中央電話局御中

電話 付お似名表 設置場所

〇增設

設置場所

第四〇號書式

、電話番號簿ニ掲載ヲ泉マサルトキ、は人方ニ架設シアリテ名義人ノは話ニ對シテハ出來得ル限リ本簡サ 求使 + ハ本書ヲ差出 ラニミ語の サナ レキ 夕體

電話番號簿揭載省略請求書

右電話番號簿揭載省略相成度候 電話機設置場所 市區(郡)町(村) 市區(郡)町(村)番地

年 月 東京中央電話局御中 H

某印

第四 -號書式

電話番號簿揭載方變更請求書

電話番號

通變更相成度候 右ハ從來何々(播 別載 揭載請求致居候處自今左

住

何

年

月

東京中央電話局御中

揭載種別 記 次

揭載箇所 揭載名義

何 之 部 何屋何某

之 何某何屋(里複掲載 2 = ト限

第四二號書式電

話番號簿揭載方取消請求書

電話機設置場所電話番號

揭載方請求致置居候處今市區(那)町(村)番地番

般取消相成² 後度候

住 所 何

某印

スル料金ラ徴収 取消請求書ヲ差ニ を付えま日 東京中央電話局御中 セ出ョラサリ ノ場合ハ御希望ノ掲載名義附記相 十五日以前(三月十六日迄) 三 周

第四三號書式

八者ヲ用 アスニはア アスニはア アスニはア 號接ノ 話依 受話り出外通話 簿續加 モル 取請扱求 掲げる者 ザラ請働ル指求局 不ヲ 略スリ 能低 モ定セ所發 トス 求モ電 ナト

右電話ヲ發信専用ニ供右電話機設置場所 声音話機設置場所 声 取扱相成度候 取扱相 3 り通話請求アルモ接續: 市區(郡)町(村)番地 版七サ ル掲載

住

何 某印

右請求 何等異議無之候 ニ依リ市外通話 御 ノ發信不能ノ 中 趣 11 私 = 於テ

記

第四七號書式
「一、住所、各種ノ通知書又へ料金ノー、住所へ各種ノ通知書又へ料金ノール要アルラ 右ノ通り住所變更致候間及御屆候 第四六號書式 第四五號書式 第四四號書式 電話機設置場所 新住所 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地 、代表番號ノ取扱ヲ申請シ得ルハニ簡以上ノ加入一、代表番號ノ取扱ヲ申請シ得ルハニ簡以上ノ加入一、中種ノ特設を正要の加入同線減少等ノ場合ニ於テハ其電話番號ハ變更セラル、事アルモノニ付表を表現という。 電話機設置場所 電話番號 電話番號 (電話加入申込年度順番)改 印 屆 右印鑑及御居候 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地 印鑑證明書添付セラレタ 並二印鑑證明書相添及御屆候 從來使用ノ印章何々二付改印致候間別紙印鑑 印章ハ明瞭ニ押捺セラレタシ) 東京中央電話局御中 東京中央電話局御中 東京中央電話局御中 月 代表番號取扱申請書 住所 市區(郡)町(村)番地 シダ 市區(郡)町(村)番地 2 何 某印 某印 某印

> 第四七號書式ノー 第四七號書式ノニ 右ノ通り層書追加致候間及御屋候 電話機設置場所 電 入者氏名 東京中央電話局御中 **層書變更屆 肩書追加屆** 住所 局 市區、郡)町、村、番地 否 某印

右之通肩書變更致候間及御屆候新 肩 警 舊話機設置場所 年 月• 東京中央電話局御中月 住所 市區(郡)町(村)番地 何 某印

第四七號書式ノ三

局

肩書削除屆

入者氏名

電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地

右肩書ヲ削除致候間及御屆候 住所

東京中央電話局御中月日

第四八號 Cir 合か速ニ届出ラレタ 町名番地變更屆 と名番地ニ 變更等アリタ ル場

局

電話機設置場所 養

何月何日 3 右ノ通リ變更相成候係及御屆候

東京中央電話局御中

東京中央電話局御中

何

H

某印

某印

第四

ラ 旅付をララ 添付をララ添 レ時付 シ法人等改一改印シタル 稱卜 ノキ 場ハ 合印 亦鑑 可證 シ男

改姓名(改稱)屆

□印鑑登明書ンドナス『一語 (登記何々ト改姓名(改稱)候ニ付戸籍(登記電話番號(電話加入申込年度順番) 何電話番號(電話加入申込年度順番) 何 明書)添付及御屆候 沙本(並

(假名ラ付ケルコト)

某印

第五

東京月 以中央電話局御中 日

(名義 話番號 氏名訂正願 1 印鑑紙添付 局 t ラ v Ŗ 3/ U 第五

〇號書式

二右 付ハ加電電 何御訂正相成度別に行神込ノ際「 八者氏名 」ト 居出へ 市區(郡)町(村)番地 戶丰 籍抄本 本添付及

東京中央電話局御 中

號書式

第五

(新代表者/F) 電話番號(電話加入申込年度順番) 現在電話機設置場所 市區(那)町(村)番地 加入者(加入申込者)何々會社 新 代表者 何 某

今般代表者ヲ右ノス

何何 × 會社 某印

東京中央電話局御中新代表者

第五 (親權者(後見人)印鑑紙添付セラ v 及 3

親權者(後見人)追加屆

局

電話番號

……ノ印鑑證明書添付及御屆候親權者(後見人)ヲ追加相成度候別紙戸籍……本及右電話加入申込ノ際加入者未成年ニテ屆出候ニ付 加入者氏名 加入者氏名

月

東京中央電話局御中

何 某印

£.

一局 解除 居 3/

が本及印鑑證明書添付と (名義人ノ印鑑紙添付と 会般拙者成年ニ達シ候) が本及印鑑證明書添付と 住所 住所 住所 住所

東京中日 · 央電話局 御中

ス五四號書式 (清算人ノ印鑑紙添付セラレタン) (清算人ノ印鑑紙添付セラレタン) (清算人ノ印鑑紙添付セラレタン) 電話機設置場所 市區(郡)町(村)番地 加入者 何々會社 加入者 何々會社 右ハ今般解散(破産)致候間別紙登記謄本及清算人 日産證明書添付及御屆候 住所

東京中央電話

第五五元號 ニ對シテハ一項號ノ共同線加入 二項ノ事 項ハスニ 要對 ニス 付記載金 ヲ合

(破產管財人)

何々

某印

(連接)加 料)承諾書

一、格手方相互間ノ通 相手方電話番號 相手方電話番號 現電話番號 通ル裕入話モ生ニ局局 取異シ對扱議タシ 也 連續

ア ル E 異議ナキ

ヲ滯算 受納ノ 年クノ上 年 月 日 アラウルモ異議ナキ事が、 度敷料ノ計算ハ現加入者タル甲又ハ東敷料ノ計算の現地を表演話停止其 其クハ 八旦本加

本並

甲加入者 語局御中 加入者 (連接加入者 何加入者 (連接加入者)何 某印

東京中央電 話加

第五五 號

電話度數 料金納付責任者届

局 番番(足) 共同

線加入

通電話 相二定對 メス メ候條此段連署ヲ以テ及スル市內通話度數料金納番住所

年ノ而 一月日日 ルモ異議に **然**無之候 一者等兩名共活 通 話停止其

東京中央電話局御中乙加工 入入 者者 何何

某某印印

3

一、加入區域外ヨリ加入シ得ル地域ハ局ヨリ直徑八十、加入區域外加入ヲ爲ス者ハ區域外ノ電話線路建一、加人區場外加入ヲ爲ス者ハ區域外ノ電話線路建一、加人區域外ヨリ加入ヲ爲ス者ハ區域外・関連が入り、加入區域外ョリ加入シ得ル地域ハ局ヨリ直徑八

(1) (1) 特別ノ附加使用料一通話五銭(一般料金三銭 五圓(區域内ハ一般ニ同シ) 線路ノ維持料(附加使用料) 百十米二付年額

書類ヲ添付シ営局ニ提出セラレタシル党免除ス本申請書ニハ設置場所立開承加入區但シ右ノ特別附加料金ハ前記線路建設費ニ違スノ外)

電話番號(電話加入申込年度順番) 電話加入區域外加入申請書

現在電話機設置場所 合二 (設賞場所ヲ變更スル場 限ル

特別ノ附加使用料等規定及御指示二從と負擔致ス 可ノ上ハ加入區域外=屬スル電話線路ノ建設費及右ノ通東京中央電話局ノ加入區域外加入致度御許 ク此段申請候 加入區域外電話機設置場所

住所

職業 何 某印

年

日

遞信大臣殿

第五七號書式

參錢♥

入印紙

承 諾

ハ左記事項承諾仕候 今般東京中央電話局加入區域外加入致度候二付テ

住所

何

某印

東京遞信局長殿

償ニテ「政府ニ引渡スコト」(國庫費支辨ノ官廳ナ ルドギハ「遞信省ニ保管轉換スルコト」ト 加入區域外二於ケル電話線路ヲ建設シ之レヲ無 スル

第五八號書式

(加入區域外電話線路ハ工事委託) 方法二 依ルラ便宜)

電話線路建設工事委託書

於ケル電話線路建設工事ヲ貴局ニ委託候 東京中央電話局加入區域外加入ノ爲加入區域外 追テ本文委託ノ爲要スル一切ノ費用ハ拙者ニ於

住所

テ負擔可仕候

何

月

H

東京遞信局長殿

第五九號書式

/三、四ヲ娶セス

用物品ノ購買方ヲ左記ニ依リ貴局ニ委託仕條 東京中央電話局電話加入區域外加入ニ要スル工事 加入區域外工事材料購買委託書 住所

月

年

某印

東京遞信局長殿

一、購買委託物品ハ工事費豫算調書ニ依り 指定ノ通

三、購買委託物品代金ハ御指示ノ概算額ヲ 二、購買委託ノ爲ニ要スル費用ハ支辦可致 銀行へ委託ス 別途取扱

四、購入物品價格變動其他委託金不足ノ場合ハ御指 示二從ヒ委託金追加可致

第六〇號書式

市外強話専用電話使用(變更)願 ル理由

専用ヲ必要ト ス

加入電話番號

專用電話機及交換機設置場所簡數、 設備 種類並附帶

植物影體基月	45% 3% HL HD
電話機	機
交換機	械簡
物附	數
品屬	及
備	種
考	別

出願候 右市內專用電話規則第四條二 依リ關係書類相添

月 日

東京遞信局長殴

年

何

住所

某印

第六一號書式 三錢收

承

入印紙

件ヲ無償ニテ政府ニ寄附スルロトヲ承諾ス今般市外通話専用電話出願ニ就テハ之ニ要スル物

住所

年 東京遞信局長殿

某印

第六二號書式

市外通話專用電話承機屆

市外通話專用電話使用許可年月日

承機スヘキ電話機及交換機設置場所簡數、承機スヘキ原因

別並附帶設備

置多数数	色話 後機
電話機	機
交換機	被箇
物附	數
品屬	及
備	種
考	別

明書添附及屆出候 右市內專用電話規則第六條第二項ニ依リ別紙證

住所

年 東京遞信局長殿 日

何 某印

第六三號書式

市外通話專用電話使用廢止屆

廢止年月日

二、廢正スへキ電話機及交換機設置場所飾數、 類並附帶設備

置 場 析 前	
電話機	機
交換機	械箇
物附	数
品屬	及
備	種
考	別

右市内専用電話規則ニ依リ及届出候

東京遞信局長殿

何 某印

第六四號書式

ル日刊新聞が 入新ーシ聞ノ 受受を行 ル部ノ 保及ナ 金聞ラ 開事 預紙要 リ法ス證第 又關

電話度數料金輕減申請書

發行所 (所在地) 何區何町何番地何々社題 號 何々新聞又ハ何々通信 ハ何々支局) 豆

日若ハ其ノ翌日休刊等ノ區別) 發行時期 日刊 (周年無休刊又ハ 日曜大祭祀

電話番號及電話機設置場所

何局何番 何區何町何番地 何 る社

何局何番

同

何局何番 同

> 同 同

電話規則第五十八號第一項ニ依り度數料金輕減方發行ノ爲メ其專用ニ供スルモノニ有之候ニ就テハ右加入電話ハ私(キハ常社)名義ニシテ前掲新聞 御承認相成度此段申請候

Ħ

何區何时何番地 何 某(個人經費ノ場合)

代表者取締役又ハ何々何區何町何番地何々會社 某(法人ノ場合)

東京遞信局長殿

器

電話の區域

●東京の電話に加入する ことの出來る區域

参考 (地の區域内でなくても分局から大體直径)とが出來る様なものであります。他の上の一般の方面を受ければ東京の電話に加入するとをが出來ます。例へば大森、中野、長の許可を受ければ東京の電話に加入するともが出來る様なものであります。

束 京 市(芝區第一乃至第)

荏 原

豐多摩郡 (線路以内ノ地)

普通加入區域 北豐島郡

日暮里町(常磐線鐵道線路) 北豐島郡 三河島町(常磐線鐵 対線路)

崎町、 多摩那澁谷町、 在原郡品川町、 目黑町、 豐

子 谷町、 淀橋

干

塚町、 落合町、

(普通加入區域)

叨

大久保町、

代々幡町、 北豐島

郡高田町、 西巢鴨

特別加入區域

里町、三河島町 町、 巢鴨町、 日暮

野川町(足及普通加入區域内ノ地ヲ除ク) 在原郡大井町(ノ地ヲ除ク)北豐島郡瀧

長崎町、 尾久町、 南千住町、南葛飾郡

島町、 隅川町、 砂町、 寺島町、 小松川町 吾嬬町、

龜戶町、

大

東京で呼出請求 區域 の出來る

参考 細寄く住はのと者 電局もと 話ま呼話 通で出し 型話規則を御覧 のがしたければ

東京市 (芝區第一乃至第六砲臺ヲ除ク)

荏 原

大井町 金 會川 以西 地ヲ除ク) 大崎町、 品川町

目黑町

北豐島郡

河島 野川町 大字五郎窪、大字並木、大字地藏堂、大字西向、瀧 巢鴨町、 日暮里町、 (大字瀧野川、大字西ヶ原、大字上中里ヲ除ク) 高田町、 西巢鴨町、 長崎町大字荒井、 南千住町、 三河島町大字三 大学大和田、

豐多摩郡

字下叩、 淀橋町、 大久保町、 字本村、 字本村、 代《幡町大字代》木 落合町、 字寫ケ谷、 字本村北 避谷町、 学外輪、 **学深**町、 千駄ケ谷町、 字山谷、 字新町、 大字幡ケ谷 戶塚町、 **宇初**

南寫飾郡

吾嬧町、 町、 隅田町 大島町、 龜戶町、 小松川町、 寺島町、 砂

	足力	也对	E 1	麦草	月秋	、秋	秋	甲秋	利上	上	. 明	一	更明	赤	赤	赤	赤	显示 2	於 1	等 节	子 节	十青	臣诗	青	青	青	英	會	恩相	相	我	阿	阿	圆阿	曼阿阿	圆 何 给	安	恩安良里	曼安	安	恩安	圆阿	7		1
	尾口	il q	L J	川利	保 湯	保	田!	延 田	後松	足	戶	承	石	穂	羽	泊	塚	坂 1	6 相	卯 系	表	和和	1 相	木島	木	海	田	田	野	Л	孫子	見	多古	田和	島	久 比 1	#	旦	城	食	藝	下喜	2	-	東
	0	0) () () T	5		0	0	0)	C) C	0	0	0		0	(0	0 0	0)	0	0	0	0	Ó		0	0	0			0	0 (0	ij.	0		0	0	许	ß	東京か
	pot 3	1	1 11 1	17.14	力力	بال ي		11	去	. 7	量	4	三	益	35.	100	量	100,	CE	M 4	1914	- 50	1 2	延	五〇	杏	五〇	·0.	1紫0	100	110	鼓	当	1至0	盐	100	ē	五0,	力	110.	1100	100	:		から
	[担	3					-				-													-														退	芦	匮		ら通話
1	F 1	升付零	开付	开 學 片	伊有	生生	五日	五日	非	井	/		鸱	1	1	1 3	2 粟	栗	有	有	有	有	荒	荒野 演	荒越	荒り	花多	元 流	新	潮	鮎川	網代		尼ケ	天が神	市村		. 熟	代:	豆生	芦				65
				11	T.					Ŀ	П	Ш		Z		用里	予 萍	上崎	松	馬	野	明	谷	演	資	Ш							目									田			#
(0 (0 0) () C) C	0	0	0	0		0		0	部) C	0	0	0) () C	0	0		0	0	0	0, 0	0 0) (0	0	0. (0	-	0	0	來
-	E :	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	E,	E		Ē	100	量	盖	量	芸の	*0	惠		2	E C	1 =	100-	九业	惠	五五	94	100	75	2			まった	1 = 1	170	100	규.	100	150	₹ ;	5 6	34	3.3	36	· 🚽	善	吾	74	· 註	の出來る區域と料金
		圆 "		44		- Ville	Jar-	~414	ville.	-valle	-	匮石	臣不			1	7		ryes	7	-	E		all attribute	295.515	港	DE VI	. 312	ctv	Ar		De:	Acc	Aur	飯	Att	Att	, Hz	XK.	**	圆佐	(A)	(III-	£114	域
	/	-	一身田	本 被	A. Tr.	791	似	规则	SOUTH STATE	がな	石	41	七唐公	相	石	11	40	47	石	10	/I	1 10	1 24	起他	淡红	ZI III	神新		家	THX.	饭 野	TAX.	飯	飯田	敞	椒	DOX.	原	のはノル	苗代	那古	平	那村	那	ئے
. 1		P	H	巴	0	*	何	原	0	印	和	. —	4	竹	24	· 10	: 1H	0	- Pak		1 14	9).) [1 11	Ш	1 1	щ	Щ	, M	到	臼	(14)		0		DR	511	0		T	Ty	0	料
	O	0	0	0	0	0	0	0		0	0	C) (O) C) C	0 0) C) () C	0 0	,	0		0			0.	0	0								
	00	善	8	量	盐	₩.	TEL.	258 256,	8	30	至	1	=	H	100	00	九五	量	呈	盖	1	00	3	04	4	1 70	*	10	益	至	100	.0	10	盐	至	茎	量	恋	=	10.	===	1	34	70	備考
			匮		Ž.		畏				圆岩									E				大								- 1						W					昼	ice f	離地○名
	岩	岩	岩手	岩岩 出山	计岩	岩	岩雄	岩等	岩	岩ケ崎			20	牙岩	因人	、人口	入間川	入				訓	2			荷	和生	和主事和	和	稻	常稻	超稻		稻	条魚川	出雲崎	酸			市川		1 2	皇ノ	張ノ野	加大
	VIII	沼	郷						倉	崻	泉	升	并	并	邊							献	j il	īЩ	居	Н	译	I II	植	田	田	澤	毛	核					田	HA	Ш	宮	宫	查	入體
	0	0		00) C	0	0	0	0	C	0	C) C	0		C	0	0	0		6)	C	0	C) C)	C) C	0)	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0		者五
	E 0	全	善	100	110	0	100	並	100	100	悪	Off		蓝	*	100	. 10	宝	04	沙	力	100) 36 36	100	- <u>L</u>	4 36	36	E	100		並	100	110	40	八出	九站	三	040	OŘ	EO	10	金	100%	莹	地順
							匮	. ,							長												長	長	B			<u>.</u>		3	1						- 11				定載
	江ノ	I		j	-						T	在方	自治ノ	內	内	內有	自	氏	牛	魚 沿	F 相	土	上野	上版	上伊	上	勒	題	母	畝	宇布見	宇奈	記	割字 台	医宇久尔	r	ל	磐	岩谷堂	岩村田	岩	岩	是	中岩	時シ
	浦	之		連月				瀬旦	卫 佔	生 川	1)!	1 3	R I	野	海	御 3	英田	家	堀	中ク	E			野	野	田	沿	Ji .	井			月~	द र	台	色彩		2	戶	堂	田	至	間			通形區域関
	0	部	3	0	0	0	0) C	0 0)	()	0	0		C	0			C)	0	(C)	0	0	0	Ö	0	0 (0 (9 () C		7	FIS .	0	0	0	0	0	0	0	タハ
				显言	1 3	10	144	2	E. C	2 7	-	1 112	4 36	100	100	H. C	0 129	量	₩. ÷	ל ב	11.	3	並	35. O	00	E .	8	呈	三	=		九五	100		1 7			量	三宝		100	7) Treat	=======================================	示長ス距
				-		27			_														-		-																				

 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B
 B</ 公司日本四五元
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 图
 00 00 智崎宿石谷川合村 川山町瀬濱窪 000 0 三世代表主办 0 五五000元 0 五五00元 0 五00元 0 五0元 0 五00元 0 五0元 0 五元 0 五0元 0 五元 0 五 00000 000000000 石木原田郡生

國 河河河河川川川川^{上川²川東川俊川河川川川川川川川川地} 野代西海 內原津 前 號 名 後 湯 資 奈 田 尻 崎 崎 越 口 田市子崎路和渡侯侯邊邊邊 O 10元至10元章 to 100 多 圆圆圆 园 圆圆 园 园 园 园 景 桑 柔 黑 黑 黒 黒 黒 黒 黒 黒 黒 栗 栗 東 倉 倉熊熊熊熊 神國國 慈慈 圆御返地 圆 氣 氣 五 五 Ŧī. 沼 賀 原〇 谷〇 前 0.0 00町0 云 並 並 並 佐佐塩佐下佐佐 佐世 江 海久 保倉 倉 中 要 越 國 國 國 國 國 國 國 財 本本 本 名 寺 津 府 軍 山 山 口 巣 山 山 戸 崎 **圆圆圆** 河學 茲 下下寺 田口知府 畫 量量 五号五量五 0 0 前

原戶原津田中尻澤川签谷堂方黃和 00 0000000 000 000000000 澤段巡吉川川川本戶坂谷田原準子訪磨原原走坂川 ス之部 也之部 00000 00 0000 00000 0000 0000 園 園園 千千千千 闘 闘#陽常陽 鹤 成 成 民 代 島 鳥 澤 崎 子 口 浦 馬臺頭住手厩山本本原川原 志峯上谷戶谷澤米ケ タ之部 0000000 00 000 00000 000 000000 0000 盟量 00 全量 全古 00 量恶 20 量 100 五〇 8金金 100 園園園園 園商配高陸高大高美高岩高超高 圆高 後 清 的 B 对 可 例 须 水 的 砂 一 萩 岡 岡 ケ原 田田田田 田田 0000 0 0000 0 00000 100 園 津 津 題 題 題 題 題 題 題 题 数 關 長 長 中 中 秩 竹 茅 茅 知 千 千 千 千 千 小 縣 官 子 布 府 後 山 祠 父 蘇 野 崎 立 濱 葉 歳 代 倉 和

チ 之

田

千千千千千小

00

0

島石

100

000

0 0 0 00

00000

四台北京日東

波市村造島川川倉山林山野丘江柄保川豐生鼻网

0 00

000000000

19

園園 遠遠東德 東東土士登月戶十十戶 天田天寺寺寺 和日 白調茶泊津井 布屋 賀見舞間田幡來岡濱 木堂堂川澤 木地館山野湯筑田谷 金肥津米紫倉田町出 之 0000 000 00 0 000 0000000000 100 金宝 圆 圆圆 電腦富富富下 栃栃栃 **新山山谷林田田田岡岡** 鹽 鯖 江 珂 良 古古田澤石里與泉津須湊加井良川和 張屋 000 0000000000000 00 00 000000 0 **園園** 園 田苗 **國中和中國中**中中 長苗 000 Ö 0 0 00 0 0 0 0 00 0 0 000 100 00 匮 長 匮西 温沼 鳴南 根白石岸 沼沼 額 渡岛田郡尾 小旗旗 宮內 春烟宫 海部 淮 田 田 之 之 野〇 0 00 0 0 0 弘 20 杂宝 金四五00 量 9 **业** 吾 景 景 景 **羽羽羽羽** 生 能野 登 方戶部川 生代 蒜 間 地 馬灣川 田 宿〇 000000 0 0 0 0000000000 0 0 0 00 100 量量量0金吾 型 100 五〇 10 100 西西 金宝 高 궁

を 谷倉 狩 生梯下能田原澤町町釜市 0 000000000 00 000 000 0 0 0 0 金色 宝色 宝色 福 祝 深 當 富 富 富 富 唐 府 扶 布 士 士 士 士 居 井 谷 戶 津 山 見 岡 士 馬 中 桑 施 之 000 000 00 000 000000 00 00 000 0000 量量量 基金型四四元100四 100 地 藤T藤[®]藤 藤[#]藤 藤 藤 茂 伏 伏 伏 總 袋 福 福 福福福 圆圆 圆圆 圆圆分古 古安古唯古 船 船 船 船 船 船 船 船 船 優川原原田澤 澤 岡 岡 枝寺 見 黒 木 野 見勢 井光山原戶野山田 田山川州市屋引橋津川形岡 00 0000000000 0 0 0 0 0 0 0 00 量量量量 高益益益益 西宝谷宝色宝宝金6宝 宝宝四哥宝宝 圆前 別選別 別 平 平 前舞舞舞米眞真 本本三本者本總規總规超规 本本立野 郷 郷 内 後磨 府府田所坂群 鶴 壁 田 000 0 00 00000 0 0 100 100 盆 莹 등0
 國
 國

 丸
 丸
 丸
 丸
 大
 大
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人</ 園三 日市 三ヶ日 阪川尾田屋田田子 本00000000 000000 0 00 0 0 000000 00 0 0000 0

ざ io

長 あ お 日 公 玉 宝 お ち ち ち き き

因 因 因 因 因 因 三 美 美 种 身 見^越見^変壬 三 三 三 國南 代條上向 濃川坂延附 付生輪好野 田崎崎古山川 0 0000 000 0 0 0 0 0 0 0 00 0000000 圆 頁 茂 茂 畏 固 园 百 本三本上本 望 圆向 國部森 辛六六 明 布 八 用 八 日ッ日町農美町 4 岡司原木 000 0 0 0 0000 00 0000 00 0000 100 五 至 四 苍 宝 70 10 下代齡齡北形形原本津川原黎田田津部島富州代 0000 0 0 000 00 000 0 00 00 宝 高量量公量高量量效 盘 专量公公司00 要量公司00 要量00 量量 50 量量 50 杏 台 益 吾 弘 豆 豆 吾 横 與 野 須江須强烈萬 그 越川町瀬板 之 0 00 00 0 0 部 **杏菜豆蛋豆菜豆豆** E E C 園園 若岩岩或岩 n 若 和 和 和 和 和 園 園 園 国 圆腦 匮匮. 园 资 米 八 八 脇 六甲山六甲山 龍.龍龍陸 來迎寺 が新王中村 ノ波 理逢 多种子 田 歌歌木山浦 日市場 田 之 之 0 0 00 0 00000 0 0 部 吾 8 100 量量の量量 量 8 8 · 盐

0

印

1

加入區域內通話取扱局

他

ハ

リ午後八時迄

午後八時迄

午後八時迄

日本橋區

至自至自至自至自

神田	-	牛込	4		牛込		後草		高背輪山	青山			青山		
二六〇三	神田區	六二二	11111	三三九一	一六三	牛込區	九	淺草區	四七八八 六六〇五 成六〇五	五〇九八		五〇九六	-	赤坂區	市內
神田郵便局		粉田郵	阿赵早		込郵		淺草郵便局		岡 麻布郵便局	町	坂 郵 便	郎 坂田町	郵川		
連盗町		若松町	早稻田鄉卷町	余丁町	通寺町		馬道町		廣宮下町町	奏町		田河三丁目	青山南町		

浪花 日本橋 浪花 日本橋 日本橋 本所 小石川 本所 四谷 本鄉區 川田〇田 七一九一 五〇〇五 四二八五 11001 川區 の六三 四二二 九九九 三五 回〇回 四二 本鄉郵便局 郵小電日便日兩町日 日本橋郵便局 四谷郵便局 本所郵便局 深川 便傳信本局本國郵本 局馬局橋 婚郵便稿 町 本 通便局駛 町 郵局 河 郵便局 新右衛門町 本省士町 元柳町 品川 横網町 江戶 恶。 小松町 小傳馬町 本町二丁目 町 m'r 槛

郡

京京銀京橋 座橋

五〇四二

築地木焼町旭橋際

〇牛込

二五五二

松小小

町石石

郵川川

便高郵 局田便

老局

高表町

老松町

町區

小石川

六二

小石川區

四二八

南傳馬町 月岛西仲通

HOII

京橋 第便局 京橋 郭便局

銀九九丸

座段段/ 內

四二〇一〇五九

衆麴九東

騰明 段京院郵 地,中

內便便央郵局局郵

內麴飯八

局

〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 下下墨高大高平谷谷田输紧輸込

便問

〇高輪

四一一一四四〇〇二九一二〇〇二九八三〇 四四八八八四四八八八四四八八八四八八八四八八八二九五四九七三 五〇一五 四七八九 回回回 の大四の大四の 六〇〇 五 駒 務 淀 代 目 南 濱町日日 寺 袖 揚 合 橋 々 黑 品 川郵暮暮 鳥 ケ 郵 郵 郵 幡 郵 川 郵 便 里 早 郵 崎 便 便 便 郵 便 郵 便 局渡郵 便 郵 柏木郵 下便遊漩品小鱼 戶郵便局 和木郵便局 戶局谷谷 川松川郷 通便便郵 便局局 局局便员便局局局局 郵局局便局 豐多 摩那品 南萬 節郡 品 费多學 學多學 南茲飾郡 原那大豐島郡 潮\$ 雄川小松 船從 千大崎西縣島町巢 戶稿町柏 111 叫 4 田广 鴨 池 M 木 穩田 袋

銀三芝

四一九九

岸岸

銀座

九九一

三 郵高 白 驛 同新 芝 芝 郵 商 白 驛 同 新 茨 赤 新 柳 柳 柳 柳 柳 柳 柳 柳 柳 柳 柳 柳 柳 柳 眉 眉 眉 眉

140

二本模四 新橋驛前

町

00

高輪南川

0

青牛四四青高高山込谷谷山輪輪

〇商輪

九九九

九九三

通新町

下谷

谷郵便局

西黑門町

黎 23

五

加

區域內

公衆

電

話

機設置

場

場區 所名 町郡

名名 11

五五

++

音音

順二

二配

揭列

載シ

シ更 及二 リ設 置

草

京三原町戶町町町町町町二三二町町一町今門町町町一八町片町山島町町馬區郵六傳 六 同 觀 公 淺 颐 雷

一二五町六五一六一四ノノノー―四一戸町二四三二七四町一下町一→道役便區法區 音闡 草富門

吉山向松花橋永田田田聖同同同千須同新地左山榮駒同同小藏黑金北榮今同淺淺同同 同同 谷方衞谷久形

七町一六四六

九

三

仲溜田新同表赤同同同同青

町坂

名

市

區

町 用了 停神學 六前留,宫校 所參前 道

入

口

町町六町二一郵同同南同北 ーーノ五ノノ便 六九九九一四周六青一六五

乃七 坂 停留 所 前

ノ池町坂

所

ノー〇瓦一一二八所局松院四前堂劇劇士前

交四

七

島前船龍清久戶 草草

町一四

五

七八

422

天門前

込

布

Dire

ケ本岡元穴村

幼二六ノ原年一 一町 一 切 四二

1

町

同錦絲仲三通富駿駿須末新佐同綠神神神金同小和淡早若矢辨馬西中華肴細喜牛飯同同同同市六盛森狸本廣東同新

七

樂田田田澤 川泉路 稻松來天場五里久町工久込田 町保町裏裏町町町間八町郷縣橋町四町橋町 田町町町下軒町月二町井見橋柳本宮裏同谷 木町三町町橋六一尾二町一鈴下停一三町 二便機北二九一二一 鶴三八二町町二町六二町 附際町村久町 砂 四一ノニー際〇ノニ / 卷四交一三四七一 七三 番前 町

四〇

五局內話五 岸四

ノー世二町一鈴下停一三町 橋ノ五二木 留〇二河 場 町 四 0 御茶

驛

町町町崎神山河河田廣銀久

ノ三五四〇 七ノ〇一五二ノニ

田

七 四九五一

〇五二

一ノ四 六

尾町 一〇八(古川橋)

七七四 -6 交番前

停八

留場前

小 石 JII 區

京

髙

柳砲氷氷同原白白竹拳關三指 小 小 同 同 小 春駕 大 音 大 大 大 江 元 南 湊 松 松 本 濱 同 月 同 築 高 新 新 新 新 木 北 同 銀 京 同 北 鍛 跃 大 尾 魚 田 町長川川 町山山早六日軒ヶ日日 石日籠原羽缘缘缘戶數小町坂屋材町 地島湊佃富船橋挽紺 座橋 島 同共川川 町山口早六日軒ケ日日 石目電原勿療療療尸 数小門 坂原内門 暦 起居後回日 20 間に間 12 間 18 日本川 18 日本 18 一六二の町一一服店三八の一大二の一下一一大一下一一下一一下一一 セノーニ服ノーノ九場ノニモ五局北九魚一店一ノニ 内ニニ 京前 語 河内 六 京 橋 四道道ケ局話二〇 前四番 町二二一町 1(二) 方向 1(二) 方向 前部分局前 前部分局前 三前 八五 三四 九 ノノ高内へ二 植 ニケ所) 寺 一一橋 物 園前 三際 橋 北 際

芝

櫻冶舞川張市雲

内三ノ

代

西

詰

永一

八ノ一前

一班.

九

原

飋

構內

町

所

區 白樱琴慶神御字伊愛愛赤金田平應谷成田皿宕宕初 露濱西土虎通同同同高田新同同同新芝白白同同白櫻 輪町堀 樂養ビビ樂知士葉京乘乘京京劇國 月松久手ノ新 橋口金金 町町保跡門町電臺車南一河驛郵驛郵一三三臺臺淮本町義町門川子町下町町案ルル座新見女中車車驛ス 内亦町郵六 停一話町町町ノ岸前便構使ノ光光町町町郷三塾三際町町二町一一内三東内開町學 テ テ五便ノ 前點所町ル 央口口 大電話局前 に三ヶ所)標内 に三ヶ所)標内 に三ヶ所)標内 (京演電 三七 三七 二ケ所) ノ所階口 社一校電前 六ノ二 局一 川一留 局內局一町町二一五町 門四 11(1) 分室 前六二郵ノノ八九 町 セーノ 側 前ノ 前 前四 場前(今入町) 前 -〇便七七 五(九段坂上) 五 前 三局 五 車 前 梅內) 軽八二ケ 內內

田

0

番ピ町谷驟五町

爾判

局

前

分桥三三

4

內七階

25

日

松町 崎 本

小中海一川橋橋

町三一町北橋三二

〇一一/ 詰三六親取五四詰

車

徒谷 杉徒 野村ノ 田濱 芝葉/ 三一町北橋三二河株町町橋四屋町房町町町一 寺天輪 新店屋二町電郵町町荷停下二上町駅町駅 花標公公公電山縣座端ノノ四龍南ノノ岸式ー一四階 央一四艦一三海 町王町館 吳二二話便三一町三町二町一前 剛木岡岡岡車下標内七一一ノ 詰三大親取五四詰 服ノニ河ノノ巡 三寺八一地服 分局ノ九六四三 一ノノ 町町東岡入乗町内 軒 松町四一町出 深降出入口(二ヶ所) 同口(三ヶ所) 八二照青口二宫的內 75 -三 八

万京砲以大 木肿傳網馬戲町 泉中/ 坂 長谷谷本住稻根杉 店三ノ岸二一柳七町三階下店 六四 五

一二九一際

室 前

本

父杨

東內

JII

深

分局ノ九六四三輪

前

町一州福原王一八宮病病亦高郵產富林病千种坂吉港町町

四八前

角一垣町外入前學局町前一前木町町寺町三 > 叫二科口 校前一叫二 --三町五 ナハ 八〇

町一綱福度モー八宮病病赤高郵養富林病千神坂吉港町町町仲巖町場八工町下ニー非町町二郷町町町崎 ーノ生山内ノノ重永院院門鈴便萊士町院駅町下祥嘉ニー 六町前一市幡町一町六五町一二ノ天三ニー町 四二一町三〇八三五 莊

國國山大 治町茅 越局石部 郵橋叩坂二座三場 便際二町階內ノ町階階服 11

四三三八營前四高四八三九住 八橋〇 北 宅

一七四

谷新宿

-

300

m

35

南伊湖町三座町

岩宮町

即了

澱 [in]

前

鸭

町町二

七ノ

谷郵便局 てノノ w 四 七 内

所

1 A

九〇四〇

原

同同下駒同上上尾大同同池 目目 同同 同南 尾込 尾尾 久 線 袋 黒黒 品 同同中玉同下下同间下品品品京 目川 目目 大川川川渡 4 目 (二ヶ所) 四 際二〇九 縣構內

市

DI.

EO

上草

加 騰

が構内(ニケ所)

鳥鳥

二四

27

在

橋際二九

MJ.

一九三

電車牌

東橋(西桂河岸

千同下新同新同同同同同同同同同同同同同同同同同同同問問問為同大 谷谷久 駄 落宿 宿 谷落五前橢甲本濱潤 幡田下通通山便役谷山玄通通通前裏比比 百 瞬合○ 內州赤電會三通川四四二學局場橋百坂一一二 口壽壽二人 ○街十鐵住ノー三七ノノ院前前際軒上ノノノ 通驛七町 ケ道字遊宅一ノ 店 二二六 三二前 一前七二 所口病谷地五一 九七 內八 1 === 院驟內 五 四 三 前前

目同同同兩同同同三三同同同同同日日同同西同同同同同同四長同長田同同 丰 何河 巢崎 崎端 白 惠惠 ケ下台驟驟驟日京同同八字山下上青郵町漁圓道樂下下驟驟惠惠同保 驛千一八 住 電 同 町 花 島 島 日 元 命 元 南 里里 池 宗 鴨 同 同 宮 庚 巢 池 鳴驛四 町 瞬田 田 前住丁丁驛車 尾ノ三驛幕金杉金久水驛袋數池 仲申鴨袋池前○椎前端端 南目目前停九三木〇棒里杉一杉保久棒三大袋二二一嫁新一袋 一四三 留二八五二內三二六一一保內家學上一七八電田五他 双 壓 所六六四〇 五六〇〇一一 二前一五八八申九三領 四 前郵六 側ノ六 五八 〇〇〇 三 〇二九九停八 三 〇七四 九 = 留一. 八 0 = 五.

南

九七 一

七

內六內四前 0 四 五

戶戶

鶋

講 稻水水 々 々々 女橋 筈 橋 橋ケ 大宿太新 质龙 医太 原長舟玉玉九鐵四郵太八龜逆川神郵六四四三三二四二八町葛大請町 田幡幡西木二木木 新上同木郵 新同同同新同角角成同柏谷新三久殿久井早諏源町町穩原四ケケ 道一便郎右高井四社便ノノノノノノ前ノノ一西 畑地 小 大町笹山山二新駅 町原 富 便 宿 歌 售售子 木停田〇保前保驛稻勘兵五上田宿五谷谷 八 道 八 四 П

豐

北

壓

=

關 定 す る

電信 拔 萃

道為即二左電 業 × 宅依 = 信 ス叉所 内ルハ之 ニコ電ラ 於卜話管 テタハ掌 専得命 ス 用 合 = .7 1 定

聴へ若 一八公事 ノ郡隣 接 間市 1 區 市 體 タ 其 施 內 リ 掲 及 内 區 ノメ他設若之ク電 ニ町事施電スクヲル話 的ス於村 務設信ルハ私電ハ ハノタルテ間執ス電モ一設信政 モ公二行ル話ノ構 ニテノ署於ノモノ トテ篇,專 第公一 用 一署市 ヲ 次 相 區 10% 監互町 亚 督間村 ŀ 官又內

ス ハヲ又一ル電ト 一不八市為報 電·區 電 法 信町信受二 ノト電村 ノ施 官 暑日設 用ルノ若 間以 ス町ナ接 ル村ク市施一 爲間且區散人 施二第町スノ 設於四村ル事 ステ號間モ用 ルーニニノニ モ人依於

匝項コ又ニ條ノ又ルテ 八 依 更揚ヲ軍リ主 得員合得事施務 上設大 必シ臣 要タハ ナル命 ル電合 通信ノ 信又定 1 1 4 用電ル - 話 所 供タニ 七公依 シ楽リ ム 涌 前

トハノト 7 = 派於 造 テ シ必 テ要 其ト ノ認 取ム 扱ル **ラト** 篇 牛 サハ シま A 務

員會達七害ニ田行達六電トラ五停キ四ル大前ル信條三 シ人條話 辛 妨 條 止 ハ 條 コ 賠 テ 其 雑 及 官ハ審 若區 配職署主 シ電の城主 又信制 執於大ハ叉限定大 求又舟行スハ所ニ車行テ配風ハスメ匝 中之ノ俗電ル電ハ ノシ審通テ等ノヲ指ヲ話コ信公 者行嫌小電停定壞二ト又安 ノス壁道信止シ凱依ヲハノ 謝ル又路又スタスル得電気 求コハニハルルル通 話 必 ニト欄障電コ電モ信 = 要 因ヲ柵碍話ト信ノニ 依ト リ得ナアノヲ富トシ ル認 其此キリエ得暑認テ 通ム ノ場宅テ夫 又ム公 信ル 損合地通配 八儿安 7 h

項

次 納

ハ

電

話

官

メハ車中へ被ヲ於陽 タノ事信 ルエ故又 者失ニハ ハ配連電 正灌溫話 當人シノ ノ岩タエ 理ハル夫 由更場配

> シハラ 助ラ 力拒 者ム 1: = 詩ト 求ヲ = 得 因ス リ此 相ノ 當場 ノ合

トア 鐵九船前 東道 幸八 ヲテナ ヲ項ス路人條為 求ノル矮及 T. = 部 配 甘滤粉 建停ハコ及ヲノ用執 配得他舟行 達スノ車中 場馬ノ 所 等 電 何 二二信 時 於對又 = ケシハ テ ルチ酸 通ハ話 モ 行渡ノ 渡 錢牌工 ヲ選夫 1 河配 酹

政 4 ハ及府ル夫ト 建建又得人 築物バ 又ノ意 八一 話 改部ノ 築ヲ用 ヲ使ニ 命用供 スシス ルルルル 7 要 篇

h

ノノ得 設致獲場 リ強 用二政物 話

ハニシ項スソーラ條樂項 用條施 供電シ府用合 ス信タカハニ ル若ル鐵請於 物ハト道求テ 件電キ用ニ土 八話八地因地 之事使內 ヲ 用 差 / 料電府/ 押物ヲ信之使 フ件支線ヲ用 ル又輪又支料 コハセハ給及 ト現ス電ス強 7 =

專 用 1 1 虚 課 ヲ 垩

八電條 做篇電 夕 官

ヲ料八命ハ七 爲 令 電 條 二電力官電 ム依信者署信 ラ又 ルルスノニマ 以八所通八篇對八 テ電ニ信電シシ電 ノ話タテ話 ムニル取ニル無取 扱 關 モ 能 扱 ニスノカニ 必ルト者關 要料滑ノシ ル及スシ信

一貨八條還金條 七命電定 ス合信 定話依 ル関 場ス 合ル ヲ既 除納 ク及 ノ過 外納

ノ新十 信ヶ付又 因 ラ 六ル 波 簡料 ス月金 內 納 - 付 納ノ

金 話 條 二 不 分 八 條 リ又ハル ラ電話 官 又ス署ス = 1 於料 テ 会 図ノ 稅不

令 貯 二税ノ / 金 定ノ 本本 饿 + 金 ル粉 信先 所 又 又取二依 n 特 付 = 1 依 氣 電 權 450 無報 二 有 依ス署收 料货 ŀ = n 通 爲 關 信 スス 便 3/ トモ チ

政二以令二得八郵電二八前帶納二付義二之ノ十八又十行又十十前得其十線十改前 タ 十 ハ 四 納 以 三 損條付テ條 ス定 胎電へム武 シル信 ノ又 場 又 贵ハ 合八 - 報 ヲ哉 任話 セノ 7 = ス取 ノ闘 扱 外ス 郵ル 便料 切命 手八 ラ 命

リニ若ルノ指ル 三對八二事定損 簡シ電因質シ害 月不能 リアタ賠 以服官テリル償 內ァ暑消タ電又 ニルノ滅ル信ハ 民者賠ス日官報 事八價 ョ 暑 酬 リ又ノ 訴 其 又

改場合シ九渡得項八ルノシシ八シラ圓合リ七以施七提ヲ酬六月話權五 襲 建ニテ 條 シ シ 及 條 者 電 タ 身 條 タ 命 以 ニ 私 條 下 設 條 起 受 ニ 條 間 官 ハ 條 ルセ下於設ノノシ 低ノテ信第ルル 條二百又者者私者ラノテノニ 罰タ不ルタス 電 ラニ 務本 私處二八官又照信 話 電 ・ラ話カ 9 話 搬ノ命 使ラ 去撒令 用 施 セ去ノ シ設 サラ定 # 3/ 九命山 九又 者シル・ 者小 八夕所 ハ不

・設ス之電器 電 話 3

タタ前ノハ信ルル 圓ハハ又設亦レ罰期電 ラニシ他 為處テ人 サス之ノ ラ 用

サ使正電三トト第 サ用當話後キキー第以電五ハノ 同夕金間信主 ルヲノノノハハ項二下話百其電シルニ內又務 者拒事供場其之ノナノニ圓私信 ハミ由用合ノヲ場七別依以設若 千若ナラニ價沒合係金賴下者ハ 問ハク拒於額收二億二シノ二電 以停シミテラス於二盛通罰非話 下車テ又正追既テナス信金スラ ノ場鐵の當徵二金七 罰建道第ノス消錢條 費物ノ 又品二

ヲ物於電. 金物用九事 エノ地條由

百億億分二三科船り助ハ三處建停ノナニハラ第二メ私使二二使撤五ル二二千法二訟通ハ二三八額二 ヲ 强 力 第 十 ス 築 車 場 ク ナ 鹽 收 二 十 タ 設 用 供 十 用 去 百 場 依 十 圓 ニ 十 ヲ 知 報 十 簡 以爲又役ルー處拒要ヲ七條 タ若ミノ第 ルハ又場六 者正八合條 八當第二ノ 三八八於揚 十理條テ合 圓由ノ正ニ 以土場當於 下ク合ノテ ノシュ事道 聞き於由行 金渡テナラ 又津通り拒 ハノ行シミ 科出鍵テ叉

ハ以ハ俊弾下シハ又流後スミシ拒條 ノタ電の信 話ノ人不告罰ル話二ノ電 会トノ百秘僧 二十事間察官 虚ハ務以ヲ署 スニニ下侵又 年從ノシハ 以事罰夕散 下ス金ル話 ノルニ者官 微者處入墨 役前スーノ 又項 年 取 1 1 以扱 五行,下中

之 ヲ電 免 話 シ網ス メス An 項 ル料 者金 ハラ

五

H

+ 合义 虚 餐 无叉へ 年へ又 以盘人

同八處又懸條役ノ條懲障條懲又ノ條ト場役リ損 役 害 役ハ事 之若電ハ視電又ス電又之由電ハニハ低ヲ自 ラハ僧二測僧ハヘ僧ハラナ僧七於千ノ加己 汚搬電百世線五キ若二週ク若年テ圓通フ若 穢チ 話 圓 ヲ 若 百 行 ハ 百 延 シ ハ 以 間 以 信 ル ハ シ又ノ以妨ハ圓爲常圓セラ電下信下ヲ目他 タハ線下書電以ヲ酷以シ通話ノ低ノ發的人 ル之條ノシ話下爲ニ下メ信ノ徽粹間シラニ 者与若聞タ線ノシ佐ノタノ再役ニ金タ以利 ハ動ハ金ルノ罰タル罰ル取務ニ要ニルテ益 十物其二者建金ル流金ト扱ニはス度者電ラ 囧 若 文 歳 ハ 築 エ 者 信 ニ キ ヲ 從 ス ヘ ス ハ 信 與 以ハ特ス'三修成ハヲ歳ハ爲事 年理ス七隨スーサス 年 碍

双狐 話 路 刑 量 7 沔 下舟物 1 被 = K KI

ル離從位線ノキ底の底主シ電スのケ 前舶へ間ス號ハッノ指 標水為區定 ア底シ域シ 毀 電 若 內 夕 薬話ハェル シ線土於水 タノ砂テ底 ル焼ラ船電 者標捆舶信 八二 號 7 總

ェ 信 四 定 政 ハ リ 四 遂 三 項 四 航 シ ハ ノ 水 千 舟 シ 繋 路 四 ル 電 科 ラ 物 三 下 ハ 三 以 シ 三 以 ル 者 三 コ 前 下 話 他 三 圓 為 依號十月府電現十罪十二十行夕修為底圓後又留若十者信料聚品十八線十下又十下下正十保項ノ二人十以月 ノ話ニ三ハ五二ーシル理其電以ラハシハ條亦又ニキラ九懲路八ノハ七ノキ當六ルノ懲依ニ三下ナ 施二軍條之條十條夕距二ノ信下繫水又水 ヲ第八 = シ 通 公 嗣 三 條 第 者 内 事 置 若 罰 又 電 漁 電 務 ス十第二亦ニステハ金ハ信業話官 七三十同於ル示水二共線採線署 條十七シテ船ス底處ノ若遊路ノ 第一條 項日午話 三條第 十 乃 二 ノリ浮線 行主標ノ 八至十 條第七 爲務又布 及三條 ヲ官ハ設 前十ノ 盆 署 其 若 佐三二 シノ布ハ り餘第 若指設修 未第二 **八定若理**

ノ モ. 電 規ノ信 係テ信衆 定 = 又 ルハノ通 ラ関ハ 電第用信 進シ電 信九二又 用テ話 又條供小 スハニ ハヲス第 ル命非 常除ルゴ コ令ス 話ク私條 二 / 設 第 トノト ァ 定 雖 関外ノー 得人モ ス本電項 ル法信ニ ル通 所報 规中又依

別加

= 1

雙二

方シ

連テ

署其

3/ 1

-電 話 規 則

單條 獨 加電 入新 Žu 一入 加罗 入分 = 4 付テ 一左 回ノ 線三 ヲ 種 スス

入 In 入 同 3/ チ 線 7

モ加モ線 モハ 單 ト 溜 †m ス加 入 入 -== 連 = 付 3/ テ --7 加 限 入 y 7

===

獨以シ接接ス接ル同 入り共共加下自み加 ノト同同入自働ル入ノ入ノ加 働 交 局 方 左 ŀ IJ ト電交 直所ス話換 加ラ 入爲 ハス

第

線 及 機內入入同 設ノノノ 線 THE THE 7m 機ノ所 ハル路設二屬電 置 種 ノシリ場 徑へ 二相 百手

第

テ取ト避ヲ加三ル特シリス連二方二 直へ接十タ條單局但連連為連ス共 徑キ加メル 二里 百福 二加 電ル線 十入話以加加共式換 * foci 入下 **卜** 本置場 ルノ場所話話入ス依 以電所夕線 內 話 其へ日 ノ機 場 設 所置連 タ 場 接 ル斯ラ ヘヨ祭

1 T n 合 1 前 項 1 制 限 7 超

定入條口別 域 雷 9 事 ノ 話 得情 二加 種 入 1 區 シ城 其ハ ノ普 加通 入加 區入 城 區 八城 別 及 - 特 之别

扱 認 信 加 項加アニ入局ム大ム區 ル.臣 E ニハテ 本 雷 本 口話業 メ加上 1 入又 ト區の ル城工 以二事 内掏上 ノラ支 地ス酸 = 電ナ 於話シ

定 項 th 7 入 ク込 常 八 ト 該 加 扱 別 局段 11

t

別 ノスル 區 在 申ム看電人

シ話 IJ 該 シ 條 題 ル路 ヺ 電テ 殔 話ハニハ内 設 取所 項 シ扱酵 二 信 人へ無 局遞依大ルノ者 以シ償ノ信ル臣モ外又 ニ加局加ノノ テ入長入定 之區ノ ラ城指込ル散話者 政外示者所入取入 府ニス又ニ 二於九八依 引ヶ所加ル

審 入 得 题 篇 9 4 當山 該 ト 常ス 話ル 取 者 扱ハ 局 = in 差入 入

連出無六ヲ五渡ルニ入四第特規 ~ 710 シ入電 入卜 野タスハア 4 h ス n ŀ E 合 間 2 3/ 加 テ 入 -Dn

1

準シ

通依

入ルノ 韵 方 馨 加申卜所求罗翰 入込 申事 タ 摁 込 二 其 者 添 ノル出 ハス屋屋 in へ所ニシキ同 ハ組

、華ム

ト前 當ルスセラト他タ相承 ス項該通ル條加ス人ル手器 電話 電 ルノ スト騎話ラ話 ヘキ求取盒 其 取 局 4 依 / 消 = 1 IJ 請シ善み長又附家 求又出ル距 事ハスト離 ヲ該 4 ~ ノ入シ有電 當面シハ面者 者話 該 話 其 話 其 ノ機 電ラ ノ區ノ 承ラ 箭 域 使 諾 設 話 廢 取止 求 = 用 樹 置 曹華 審於 = 扱セ

ラケ 供

電番九ヲヲ八ニ 二條當發條差 陔 信 設ル電電用加 話 話 - 入 開取供申シハヲ扱サニ 通扱 セ 込 ノ局ム者 順エト又 序落スハ ハ出ル加 加スト入 入个中者 申シハ其 込 其ノ ノ加 答 記 請入 1 求囘 雕 書 線

周ム

別ル更前 ノモア項 事/リノ 情トタ規置 ア看ル定場 り做時ラ所 トスニ適ニ 認伯於川變 ムシテス更 ル所加ルア モ糖入場り ノ遞申合タ ハ借込ェル 此局登於加 限長記テ入 ニニタハ由 在於為其込 ラチシノニ

一之ケ十轉間於シ原受十ス特タ ニテ伯簿理條 シ官繰電條信於ハシニシ 局ケ其新登夕電 長ルノニ記ル話 急暑ル開記之加加電シト取 架及コ流各ラ入入話其キ扱 小號定申申交ノハ局 ノム込込物順其二 ニ受事番ノ於 對理務フ申テ ス開ラ申込電 ル始開払順話 登ノ設者序加 記日スエニ入 順ヨル通依ノ 番り場知り申 ル三合ス之込 所日ニヘララ

1 = タル テ酸上話 特公ク 1. 左 設公 h ノ益ラ 申 必事得込一 要業 登 = 71 記 該 リ用 1當 1 = 順ス 認供 番ル 二 堪 メス A N 依合 ラ ニ ルモ E / ス於

四三二 I = 接事 合 = N -

規リナ 加番 二 政 = 9 通 條 府依加入二現連 ニリス ト 依 用夕前 寄 電 申 ナッ加加施 スル條附話込り開入入行 ス施者得通者ノ上 話五ル設所へスタ申ノ 二號場二樓 關ノ合要遞 モ キ モ シ加ノス信 加ノ チス 申ル局 入又 **八申込費長** 申ハ 込 申 用ノ 電払 者込 話 又 又 指 ト 登 至八 八 示 急 之 物ス 共 記 開 = 件儿 同ノ

ラ 所

其ヲハ三

ノ繰電條

要フノ左

ラへ開記

認シ通各

メ但へ號

タシ申ノ

ル所込一

場 轄 登 =

合 遞 記 該

ハ信ノ賞

此局順ス

ノ長番ル

限 = = 場

二於依合

在テラニ

ラ特ス於

必延話

リ 至 相

得連

二相

第五

- 變

項更

ノス

規ル

定コ

依ヲ

= 1

智際

用第

又十

1 ---

物條

件第

客 號

附ノ

ラ 五

ス接ス例

ヲ該

シ入ト依獨過セ各通開ス十十

第ハキリ加シサ號シ通ルーー

之入タルノタ規費條條

ニニル場一ル則用第第

要變卜合二モ若若五一

ス更キハ該ノハハ號號

方相

開手

通方

後力

- 7

年二

其當ナ電物ニニ

ノスル話件依準

相ルト特タリス

手モキ別寄單ル

開附獨ト

通シ加キ

规叉入

即へ開

- 電 通

依話=

二一テ十附接必定取十出方キ得十 三 タ ト ハ六ス加要ム扱五ツアハヘ四モ 第加電條 入ア但局條ルル相キ條ノ電工學一同 四入話 種事二一 1ルシ= 電場共於電キ單方同加 左ノ上ス加 十 種 希 左 話合同テ點ハ獨 記電ノル入 八類號記 番ヲ線ーヲ特加ル加申 各話必二區 係ヲヲ各 號機要至域 - 變 變 號 號除加加開二入习入込 依更更ノ ハク入入通之ノ俊申登 ノ増アリ内 リシスー 本ノノ毎シヲ料テ込記 事設ルタニ 加外電ニタ開金之ニノ テタル = 項タトル於 所ルコ該 入其話ール通ヲヲシ順 ハ為キトテ トノ番箇トス納開デ番 トト當 之シ + 所 替キアス 號ノキ 雷 7 ルル 一手八龍八 話 へ場 ノ方工話賞 取 シ合 雅 卜 專 雅 該 = 號又上號電 倡 於 ヲ連ノヲ話

一獨左取更二扱セ求ニシハ所設設十スシ話セ設十五 加記扱セ十局ムタナ 其罗若電九 但加ルニ單經當前開急當第第キ申入各局ムーニト取條 ノ電の話條 込ニ號ニト條差ス消 登職ノ差ス 出ルサ加 求番內又三 記事場出ル單ストム入 書號導へ 順っ合スト獨ヘキト申 ヲ簿用加加 番ルタヘキ加シハス込 ニュ除シハ入 其ル者 該揭話间申 依トク 其ト ノト又 電 載 機 線 込 請キハ ルタノ ノ共 話セノニ者 開復外 .請同 求 又 加 取 4 電接又 通 2 共 求線 書ハ入 書 加 ヲ該者 期 同 常揭前 22 9 入 達 m 當上 該 載 四 3/ 入 該 相 電り條 電 互 話魔ノ 1 單 話變 取 止 請 n

一二話記電二十 四三二 二取五氮九 1 番 人取各話代九 號加以扱號番フ條 申名機 加申 ノニ事 鎌ニ 加 鑫 込義 設入 込者 差項 二 電入 置者登ノ出ヲ掲話申 場名記名ス記載機込 又 順義へ載せ設者 ^ 加 飛ヲシシム置又 入 及掲但タコ場ハ 申載シルト所加 ŀ 込ス 同 請 ヲ 居 入 者ルー求望住者 韯 名コ加書ム者自 名 又ト入ヲトノ己 ハタニ當キ名ノ 電 得 對 該 ハ 義 名 人 話スシ電左ラ義

スル 中

以名

外義

1 =

モ 脳

ノス

一機上

柳腔 入

住り込

話事門

開施多

通行單

施香品

工上

事順

行 =

ノ依

猫リ

タキ

請モ

求ブ

3/

及

手 共

ア総入

A 通相 =

ルス手依

コ但方リ

トシナ開

ヲ相キ通

申手トシ

ト 迄

人扱コ話條他關加揭電 以局ト機ノ人係入載話及入上局ノ號ル 請話市機ノ 上コラ使二名 ノ差望用 者出る者加揭 當二電入入 ノストノ入載 名へキ名申ヲ 義シハ義込必 ヲ但其ヲ者要 掲シノ電叉ト 扱っ話續ハ 載同騎話ハス 局ト番ス加 ス一求番加ル ニヲ號ル入 ル電響號入事 差望及官者 コ話ヲ鎌者由 出ム設廳甲 ト機當=甲 スト體用種 ラニ該揚種 八半 場 私 增 得對電栽增

其 依

1 1

相連

手 接

ti to

更入入ス 加自 入倾 者 式 ノ局 詩ノ 求所 タ際

十モハ同項タナ INC H 爱 變 入 定 則 更 スル條 テ項 電 第 JIII 話二 二 項 關第 申號リ シ五 テ競 ヲ流軍 係用シ ハニ 馆 依 話り タ付ル

一 簡 宅 周 場 入 條 設 申 品 二 至 單 二 ル テ 共 前 俟 ト ニ ル 求又二合者二置込ノ十急獨 ハ幾ヲカ依場者一三開 二機出除館 所若時條 y 内スク三物 タハ樹 ナヘノ 十 設 加 去 加 スルシ外五電更入ヲ入 又~卜但其條話 七者位 ハシキシノ第機ム其サ其 1 / 4 左設求項設ス電 F 7m 記置書ニ備ル話ス入 各場 ヲ依及ト機ル電 號所當ル維キ及ト語 ノカ該申持ハ附キ機 事他電計ヲ第屬又及 項人話ヲ係三物ハ附 ラノ取係スナ品加屬 該邸扱み加一ノ入物

住 熠 KKT 者 加 入 1 設 置 所

一山二迄以日連二場內又連相入設二有電前二 ト 置 十者話項 四ノ機ノ設者加書 所條派ヲ場 諾 設 合 場 移 ニル轉共善置 二 所 ハ同野なせ於 強ムテ 變 入合移線 ニ轉加ヲト他更 リ止キト消入ス本第附タ限先入該ス人ラ ルノ必 ヲ此於慨求ト ノデ話番キ有ト 共二置ス場直機ニハニス 合二及添其係ル 二共職附ノル事 於同關ス家家由 ケ線物へ屋屋 ル加品シ所ニ

十合二ル接手 申キ當ノニ除變五ハ於コ加力ナ場 卜入 n 1) ヲノ 現 得 ノ移 們 dit 又但機 ハシ及者 加二陽ルルニノ語 入條品 卜 第 設 要 二項場 移ノ所 韓距ハ ス離移 ル以韓

3 タ ハ 加シニハシノ 入左相第夕相 ノ記手ニル手 料各方條下方 金號ョノキカ ヲノ得距加加 納一ル離入入

記話場取シラハ共限轉 ニヲ限休トル取加 ル綺聞スハキ 開ス獨但新又為其

9 至 相 通開ス十十 シ通ルー 夕规型條條 ル則用第第 モ若若五一 ノハハ號號 依 ト特ヲリス キ別寄單ル 別 附 獨 通シ 却 又 入 - 幣 流

> - 除 難 F ル第 入項 共一 ル取 ハニ同項 消 線ノ 本 ヲ加シ加規 入定 又低入 リ第スハシカ 力 =

IJ

- h

丰

タ 名

ノキ更

消

二 滅

= In

更

ト 諾 戀 外 山條 9 ヲノ移名 ルス 其 卓 箭 電 求 話 ひ 機 之六伯第 ヲ ノ り除シニル難 常設 沙第本條ト變 該置 性ラ ス項入距加加

二卜上卓局 ス電上ニト 種出ル話覧券 H 機話 附シハ又タヘキ込 記卓其卓普シハ者 ノ上流 機器機機 1 = 置當種等 ノ該別五 簡電ヲ毗 水 話 變 話

左コニ書取更機加點器ニルノ名離入入ニョ入第 ト十二极セラ入取水十コ承義以ヨ種十得 ヲ八ハ局ム卓者扱セ七 増入別スト ラヘキニ機 L へ 電 詩 電 電 置械 シ話求話話 數使 ヲ ノ用 制ラ 限為 等ス

要 話 機 戴時簡 計 頭形形 加 加 入 入 -付

スス

話 機 Z, H 稱 穪 ス依交 ス依韓 ルリ換 ルリ搬 モ接器 モ接器 得卜本 ル通話 モ話電 ノシ機

得締線以簡一

スズニ上ト加

ル共ノス入

コ 通加尚ニ

トニ入二付 ヲ接回箇一

サ通電 ル話話 モシ機

ノ得ト本 トニ入三筒一 ヲ接回箇以加 得續線以內入 ススニ上トニ ル共ノス付 コ孤加尚二

常ノ 機 話 加 機入 ノ者 左 使ハ 用本 ヲ惟 鮠 低 話 ス機 7 7 h ト 通 ラ 話

ス得自

乙式

乙話受 ス 九 種機話 ル 係 增卜器 設通、コ 電話電 ト 增 話シ鈴 ヲ談 機得及 得 サ本 ル電ス械 設 置

置十

機前 設 電

ノノ内盤 ト田又場

內==脚本 準於宅電 ステ若話 ル同ハ機 モー構設 認宅ハ所 ム若遞ト ルハ信间 地構大一 城内臣!

條.ヲ 扱 條 第篇上 サ支所 隨藤 ニルア跳 リ信 ルトト局 加ァ認長 4 = ヘル於 シドテ + 工 小海 TE 上 * 5 話文 1 機ハ ノ交

第 第 增 換 三 三設取十

則ハ 依話=

ル話件

依コ

工、増設三所テ係三ニト請入ハニノシラ號請増三クラハ號三 母設備十轄其二十美スラ中運號申其變第ヲ設十へ經電以十於設 ヲ電及七遇ノ依六用ル取込滯又請ノ更九爲機五シテ話外四テ電同電受ストニ三ル同二要官ス入サ給増ルーニ話 低話継條信工り條スト消者ナハヲ禍セ號シ被條 所機ノ條其話一 話へキ該條所線條ス署ル申シセ設ト條電取 局事増 ヘキシ叉ク第為求ム乃タノ ・ムノヲ第ニ完設加シハ又ハ前十シむト至ル種第 遞 設 設 加 設 = 邸 ト 通 為 三 差 了 **微** 入 其ハ加條四タ又ス第者別三 信申電入備シ宅 ス話ス十川シ話申 ノ増入ノ號ルハル十節装十 ルニ加一スタ機込 請設者規ノ者申ト一四置三 ト支入條ヘルノ者 求機機定事節箭牛號號等條 キ障者ニシト設又 書 械 械 ニ 項 四 書 ハ 又 書 ヲ ノ ハヲ關依 キ備ハ ヲノ 増 準 ヲ 號 ヲ 前 ハ 式 鬱 箭 豫 生 係 リ 當使散シ懸番差二第第更求 ハタ加 メス加粉 遲 為 入 該用ノ属更式出條十一ショ 常へ入設 源ス老 電り騎出シ第スノ三號又為 該中间置 ナ場第 話殿求ッタ八へ規嫌乃前シ 電 程 線 話 ク合三 取止若ヘル號シ定ノ至條タ 話度又機 之二十 扱セハシト第前二萬第ノル 取ノハノ ヲ於一 局。申加丰十條準項四申者

可取ル條ノ入種 扱せ記え長ハ ナ維ハ定及及ヲアス回 ヲ扱ト第 者ノ 局ム各へノ之 ル特別二維勞シリ 受局 丰三 二增 ニト號シ指ト コハニ依特カテト 入前ルニ前ラルラー連リ四ニト四更裝得後條十四裝及ル九條十第信申入依カ臘又四テニ署條機三へ話電甲等工ス設三板 期各卜於二三體條年接起十差ス十岁置サト第五十置市電條第八十局請囘り施用八十之於ノニノ十岁機話種ヲ審ル備士局 間項キテ項月話件ニ加算三田ルニ若方ル雖三條一ト內話ノ二條六長書線自設電機條ヲテ指依設九 ニ取ノ記ノ所及八ニ トノハ其ノトハト滿入シ條スト條ハ法事工十第條為事機規項第條二輪ニ已ス價內 變不示り備條 關扱增銀種ニ維係之 ス局設シ類依特 ルノ電量其リヲ第屆 其入セ囘ル又若ノニト話シ前十第號シ當セ用話規テ電シトハ交持三 通指話クノ其為三出 ノ申シ線トハハ酶十月機之項二二第其該ムノ機程電話ム認サ換ニ十 話示機へ施ノスナッ 請込ム數キ交前求七得ハヲニ條十十ノ電ト許又第信機へメル取從一 上スヲシ行設加一へ 求者ル州の換條ヲ條ス本準依第九七許話ス可ハー法設シタト极本條 度備入條シ ノル使 電用リ三條條可取ルラ市條係置 ルキニスニ 故所用 動ノ者ニ ヲノトノヲ扱申理三 話ス加十第第ヲ扱ト得內第二場 ト又從ル依 随ニス 丁般八依 當申ア種取上謝シナ 機但入五三二受局キタ導一條所 キハ事者リ 事况 戬 y ノ佐ル トシ 同條十項クラハル 用號第 ト ハ所ス又直 有リ加 擔維話粉 電ヲヘ筒シノ許ハ條 通官線乃條第ヘ經電電電ニー同 加糖ルハ接 無其人當特官設 話題ニ至第二シテ話話話依號一 入遞者第均 タノ者 者二器電 シ用接第三號 所機機規リ若ノ 者信電三設 試増ハ ノ關ノ話 得私續三十第 糖接列則自八郎 ラ局話十電 驗設當 氏ス指機 ル設スナーニ 遞級加二已官宅 シ長官二話 ス電酸 名ル示ノ

三二一差スノ三示加三ト電告リヲヲ卬認三共該

離婚 り機 ノ機 シハ 賞ニトニニ 所込ムシ 慨 キ 話 扱

其ス加依ノ甲

ノル入り交種

請 增 申 加 換 增

求設込入坂設

群 就 者 者 极 就

ヲ・話 又 ニ ハ 話

當機ハ於所機

酸械加テ轄机

電 ラ 入 之 遜 互

話使者ヲ信問

取用左為局又

出ルー十ス入十ヲ話示加係供種ム十通電

於二者ルメ話ハ所機局

テ依又コ岩機加越ノ以

低ルハトハノ入源均外

スコ加ア特設由信設ノ

モト入れ設備込局ヲ局

ノヲ者へ間ニ者長鼠ニ

ト要ノシ話要又ニス層

同シ低前機スハ於コス

等且ス項ノル加テトル

以其設ノ設物入必ヲ加

上ノ備規備品者要得入

ス加酸ノ期ス前シタハ單 ヘキ 變加情事五一 ス用ニ定第三第差 微接カル電ニ加更適ニ直及 入期末間 項第サ三獨電シハ加更入ア上條項第コ電關ハ三號五出ヲ糖使電話於入セ當從接維第 期末日ラ ノナル月加話 間日カ超 規一一ト入加 以迄第二 定條定ス及入 後ノ五テ = 第 / 共 期 八日十加 拘一期 同間 審其コ械之取ノ受第 短 数 九 入 ラ號間 線ハ 三ヲ除ヲ スニ鞭 加雅 月附各繼 其依過 入話 該込ル別消其ヲ又三 ラ 加 期 綾 ノリ後 ハ開 以スノス to the out - 11 話取シ數又他可第若 ナルル 入插入 年ノ 取消 等ハ已シミハ ト 日 途 場 期シ取 扱サヲ其ムタ十第 V B 加步合 間タ消 局ム 幾ノブル四三

周調話申及テ又

長書機込維加ハ

二意見ヲ者持入機

差雙使叉ヲ申內

出ラ用ハ係込ニ

シ賞セ加サ者於

其該ン入サマケ

ノ電ト者ルハル

許話み前モ加乙

ル流ノノ 者話末加 小取日入 次扱ョラ 期局リ取 ノニナ消 加差五サ 入出日ム ヲス以ト 繼へ前ス

ラ何者ノ五 話前サキ週ル官ニ四ハ入キ第加變所四ニノヲ連ハス同ル四其ト合四額ル義扱ハ加ルノ四額シニル四 *** モ人局常入コ場十ス其其ト十 消申广在條 設ニムー大信用リ九ノ込ハ條申シノ八ラ 點ス加ノシ以話七韻 ル於六ヲノノニ事者ト合五ルノノキ四 置依ル囘臣電電本條限者加第込又加條ス替但入限避外ハ條求者テ條制ナ所差者其ヲヲ條モ精請ハ條 求ル打出ノノ得除 添前之二大も通第ヲ其ノ加酱キニシ連加スク加トヲ書該加 他ノ 人名 所聞ク書セ ノ難 有話へ、ラム 名八 者機シ常ト 難第 ノラ低該ス _ = 四 承設シ電ル 變 十 諾 俭 新 話 ト 更六 書七名取キ ス終

取 飾 死 所 十 機 項 シ ハ 信 電 胞 依 十 此 申 若 三 入 更 他 十 在 承 得 接 此 但 號 梵 十 ノ ス ニ 十 書へ其 附條ヲ有臣ノ後十當ノ加入ニト非其署入 ラニノ五一該相入申添ハサノシ名。 テ場人ス於名年條電續申込附其ル派タ義 テ義ヲ第話人込者スノ家認ルヲ 特ニ經一取タ又又へ家屋ヲ請嫌 二難過號扱ルハハシ屋ニ受求更 認更スニ局ノ加加 可スル依二證入入 シルニリ差明ヲ者 タコ非開出事繼死 ルトサ通スヲ承亡 塩ヲレシへ添セノ 合得ハタシヘム場

ヲシハリ信ノ開 シノ他 い 合ノ 東二名 ス於難 ルテニ ト 第 變 キ 六 更 ハ條ス 此第九 ノニコ 限項ト

二力入二又加入 トキ合ナ 話 所 共トニ 於 ヲ 電 ニ 特 在 同 ヲ 項 ハ 入 區 加 アトニル・開ノ同ア依テ廢話依設ラ項繼ニ加區域入 於ト 須 變 線 ル リ 特 止 規 ル 電 ス ニ 續 依 入 域 內 區 依セリラ外ト城 リム加取トナ髪 加ト入消ナリ更 入スシスリタノ セルタ伯タルな ムトルシルト間 トキモ該トキ話 ス又ノ加キハ機 ルハナ入ハ所設 ト該ル者其間留 キ加トカノヲ場

ヘハテキエ更加へ四別シ程加話 シ其管及事ラ入シ加ノテ若入却 入事加ハニ即 宏情入私 攀 翁 共アシ設更二 同リタ雅シナ 線トル信タ五 加認者規ル修 入 山 二 則 者 鎮 ラル對二又二 気トシ依ハ項

ス出ノ不 コナ場明電場ルコ線二話信令 ノ理加著気者 加人入手スハ 入又由ノコ其 申ハ払際トノ 込相者加ヲ名 又締又入得難 ハ人ハ申ス又 加当加弘 1 入リ入者

> 一電乃五書ル五シシ第線線特合へ五定シニ五コノ通篤 タ十路接別ハシナム其限十ト事後十 ルーノ織加新題二 ノリーア由五一 場條引料入二獨修 以 間 條 ル 消 年 條 合第渡ヲ區登加 川話 へ滅ヲ労 ハ五ヲ納域記入加 - 線 郷 シ シ 網 ー 特號係ム二料ト入 關ノ信 夕 渦 號 ニニシへ屬ヲ共申 ス事大 ルセニ 之依タシス要問込 ル川臣 トサ依 ヲリル们へせ線者 修ラハ キルリ 発 智 場 シ キ ス 加 ハ 件 許 特 ハ以開 除用合第加 入加 料可二 其 前 通 ス又ハ四人 卜人 金ス必 1 = 3 ルハ之條申 相登 祭ル型 加於夕 コ物ラニ込 互記 ハコト ステル 卜件免依者 糠 料 别卜認 ヲ共化 アヲ除リハ 更ラ = 7 4 取ノ話 ル寄シ電電 ノ納 之ルル 消開力 ~ 附叉 話 話 ア へ 者 ス通開

話至十換ト十 條揭條加ム四加 ノ戦ノスへ十入 詩料三申シ六者 條 其 11 場名 合 義 7 7 除變 ク更 ノセ 外山 名卜 郷 ス

九淮九 求ラノ弘 二 納 請 者 對山東又 シヘラハ テシ箔加 ス入 ト 者 + 第 八十 左九 ノ條

إ 3/ テ 1 人 田

treats treats 設 チ 1 設

没

キノタ雑條料シ 一二ル掲 筒ノ場戴箭 所箭合 料浆 ア求 - 9 9 超ラ筒納息

ハ度タノ金揚合ル九複叉機條名條 其ノル中ハ戦同分條揚ハ設ノ義ノ ノ中場途一二一又ノ載加置三ノ二 會途合ニ會對使ハ請ノ入場ノ揚ノ 計ニト於計シ用第求電者所簡載請 年於雖テ年亦者十ヲ話第ノ求料求 度 テ 年 掲 度 同 二 九 為 番 十 掲 二 ノ料額載毎シ就條シ號八载對

9 記十度依計額タ後ヲ會ニスシヲヘト入接 第 特 納 各 五 ニ ル 年 ニ ル 會 取 計 項 ル タ 超 シ キ 申 續 第 使 第 载 第 番 第 四 料 キ 三 七別ム號條屬請獎依ト計消年ノ分ル過第ハ込電十用十料十號十條ヲハ條 ス求ノルキ年シ股料ノ場ス十重者話九者九 ノスシー加ル霉末 二入料习日 該者 金差 ョ 當ハ ヲ田リ ス就微サナ ル話牧サ五 加使スル日 入用 1 以 者料 + 前 料金ファニ ハラ ハニ 金二微篇之 附納 次 第 ハ異牧シラ 1 = 加ム 異動シ又課 使へ 會十 動ラ又ハス 用シ 針 條 前生揭揭但

二一料左五年二會ノシ載載シ前過為所ムス加 通區 話域 チ内 您 -スた モル ノモ

n Æ 第 4 -[-條 -依 1) 点 E 慌 話 機 7 使 用 ス

四 Æ 第 + K = 依 IJ 刑 機 ヲ 使 用 ス n

Ŧì. 用 第 話 四 1 條 續 依 H 私 設 又 1 市 內 車

竹 h Ħ. + 機 六 般 機 條 置 場 移 חלל = 所轉 因又料 者 1 9 加 該入ム + Ξ 1 訡 求 ヲ 您 ス

二二十除 下 加 Tin . - 7 + 入入話 ハ區 1 外 單域 二元 = 4 TH == 求 ノ於 五 憶 テ 電 話 路 線 7 路 電 種 4 短 1. 話 類 合 縮變 ^ 取ノ 合又シス更 扱 變 ハハ们ルタ 局 更 シ場 要 ノ其 第 合 ス普ノ 四 限條ニタル通他

信 五. 在 2 / = = ス 關 於 シテ テ必 八型 前ト 数認 餘 ム 1 2 规 通

依

冠

7

定

=

ラ

ŀ

13, シ電 隨 通 数断官义之危题 料ニ暑ハヲ話信 ヲ對ノ交無加大 課シ加換料入臣 七 テー入ノ スハ電取 第 話 扱 五 = = 一一對陽 ハシシ 條 加 特 第入二 一者指 項ノ定

テ

Ħi. 電 電 部 金 テシ 至 7 急 左. 開 定 通 如 9 ス 规 3/ 告ル則但

料 金 行地年額

逃,共 加 種 加 類 入入 中四 圓 圓

入登記 料 名 義 料及電 番號簿揭載 料

記加 土 料入 簿話 登 地 年揭悉 共單同獨 一概增加名甲載他簡重 節数段口前租 人所複 松殿使用省 名每揭 換 線加 加 加入别 義 二 載 一料入入及 揭

=

附

加

使

用

料

八

Ħ,

十二回

圓

周

圓

二國五十

15.

-

7

錢問

五 五 八

錢 岡 圓

二十圓 Ξ 六 甲地 7 Ħî. 圓 圓 圓 圓 Z + Fi. 地 圓 圓 圓 一十圓 五. 圓 圓 間 地 三大大 + T Ħ. 六 圓 圓 地 一圓十 五. 四 八一 戊 = 圓 圆 圓 錢 圓 四 四 己地 同 周 圓 圓 一圓五十 庚 圓 圓 圓 錢 圓 地 一圓五十 五. 元. 八 ----鎚 圆 圓 圓

行制料度 地施金數 額料基

電 废 料度 年本 土 話 数 地ノ 一市連 共同線 加入 接加入 獨加入 ハ 废內 種 用 每通 531 二話 三十三圆 四十五回 ヲ 六圓 甲地 求 二十七圓 十六圓 3/ 十圓 Z Ŗ 地 二十三圓 十六圓 三十五圓 m 丙地 入 錐 者 二十一圓 三十圓 十六 == 丁地 錐 圓

卜 共 付 署 一 自 ト 通 自 合 話 働 二 式 任該 ヲ 式 筑 老 電 度局 對 ヲ話 數所 庭 ス所 ノ者變官料局 数 約 共 料 更署 テ手者出前スニ付同納數同 責 線 ノト出任加資へ加 問各分テシ属キツ者入任其入 ト度タ川又へ二者者ノ者 通二合数 ル ヲ 同 シ 定 ハ ニ 相 ノ 算料場以シ度メ何之手為 數雙レタガシ 料力カ課ノタ 納連其ス分ル

同 度セ度 主ヲ母ハ一数サ數キ同責當方 共料ル料又線 敷同ヲト納 ハ加 平牛付 其 入 ニルルラ加分八貴 課入シ相任屆 力 せ者 ス相之方ニヲ項ル屆 五 ヲ ノ 於 為 ノ別 ニスシラ 습 夕 納 h + ル付雖ル

於該 短ルテ加ノ發ニ度 二七該入名行腳 スス料線 錢二業ノ 1 厘ス事請 ス関項 トル川ニルがラ ス度ニ依加又揚 數供リ入ハ載 料ス所電新ス ハル轄話聞ル 市モ源 二 通日 内ノ信シ信刊 間ト局テ配新 話認長且ノ聞

Ξ Ħ. 八 十二圓 --+ 14 Ħî. 圓 地 五. 七 \equiv 十四 十四四 庚 地 四十 六 三 -辛 -五、圓 六圓 四 地 四 六 === 十四 + Ŧ. -[-

1

一圓五十

金 圓

鈴器機電話雕 械 話 機通 ノ場テ電ノ加更加免變局入ナ場ル規 日ラニ機入名リニルノ加ノタカ入第 ヲ脳義タ變コ日入電ル當 二二 額 リクム移域タル更トヨ區話ト該變 形= = 叉年 年 年 スニ更第タア起外設又話 小額 額 額 ノ其サル於シ四ルル算ト置ハ取ル第 計 乙甲 頭形 號號 依貨情ハ宅當條ハ但年タカ區ノ者ニ ----

ルヲア選外該第加シ間ル常域加ノ依

料生り信又電二入本本ト該機入電リ圓

スルが 話觀 鏡が定除設局ョシ入 達依設ス域設ルハ -----圓 錢、火ル費ル外附開更

ノ入扱該 シ話電取ルシ 部ヲメリ取當以メリ取當 コテ 分超1八扱該內1八扱該 卜特 レ散線局 ノストキ局電ノトキ局電 ア殊 地ルルロヨ話地ルロヨ話 ルノ 其場卜哲へ裝 額迄メ距 七每1雌 五年1離 ノ 所普 通 シ置 圓二卜百 間二十百 年ル十

コ 種

專用

電私

機電

毎毎

= =

年年

圓圓

接

用及ア裝

話シ篇

接

料 話設

卜特 が新取 地加

電視級 扱 馬區 箇 箇

難路 局

ごト1

モ分局リ通別

ノ際智電加加

二、區話入入

日普特

ノ入ノ話 = 1 距 ル百 額 74

地區特特常

內加局電

入別

ル二第

加項三

入二條

依第

種乙 種甲 サ備加 場為及於加 及加 ル及入 維入 ス用一 合サ維テ入 場維者 サ持設者 合持= ルヲ備ニ ラニ ヲ於 七人 色テ ステ サ回 サ設 _ 上卓普 ___ 乙甲

外加取當

合接 卓普 电 晋 話ル 乙甲 乙甲 一設 二機

福話 圆圆圆圆圆圆圆 向カ ムノ金鵬 四同

圓 ヲ割附 課シ屬 都ハ交 セテ交 度申换 スハ換 之詩機 料機 金二 ヲ許ノ

入區特

一加入 地加极當

入局該

區ノ電

域特話

ノ別取

維入

持者

ラニ

ステ

場設

今備

域别

內加

+++ 二八四 圓圓圓圓

金ス倫ノニ入ラ箇二話本ハ話本 六=接囘又無對シ電 ナシ電 圓對續線ニニシ得話 圓得話 附テル共/五ハモト スモト ス 加ハモ通加圓一ノ通

號號

項記當十五庚戊丙甲依示換項一附 リスニ土移他の 圏変換機 標ッシスノ 通號電條同同同同加該但屬地 入標シスノ 話/話/ 字機療力量 又 及 去換點 準機ル種 废一取二 數二极 二二十二 被加別 百四 二該局废九百千萬萬依設入八 作 附 合文者 内へり 数九上上上ラ佛者左 入ス算料以 辛已丁乙之ノニノ セル定ョ下 ス場ス課 ヲ他應標 + 地地地地 定エシ準圓 合ルス 同同同加ム事之一報が ノ所へ

入儿

者コ上ラ依別交機

二告交前

八四

周周 周

圓圓圓

前左八五

通二十

話依通

ハル話

废

數

第

ヲ散域域號

ル置第路電第依

比置 ノ内ノ 較場 極二距

レ至部別れ當 ノ近場で電話 域加 距道 外入 = +

話當

線該

ハニ附加ニ 本依加入依 料ルス區ル 金 加 於ル ケト 九中 電ハ

定シ ステ 九幣 コ際

又 1

撒邸轉

去宅料

叉

1

二八五五ア 關メ 該加州大 百百千萬ル 保別地 本教師 上上上上シ等ニノン費圓圓圓

ザ人

37

圣

Ħ

迄ル署分牙五 納料請六話ヲノ六加ル第ョ九加加納シ加ニ六ヲ變二第リ用日依割トハ第zル六へ納ノル電キ六 ムハ東十官納初十使トニリ條入入額タ入於十徵更ノ五附料以リヲキ特五 過十キム日迄話ハ十第 第第第二度ニヲ四十 + 道 へ、當り四署ム月三州中項十第取者ヲルヨテ二枚シ規十加カ內之以ハ別十 納一」へヨノ間其條四 三二一納數納其分九キ信電 話設 至 シ該偽條ノへ一條料ハ第五三消第一トリ加條セタ定九使增ニヲテ其加九 及條合シリ日通ノ 期 期期期ム料ムノシ條 想話 ノ備 111 / 電ス 指シ日 ヲ其三日項ノ四時キ除入 スルニ條用加之覆過ノ入條 謖 亦其十數ノ初電 ヘハヘ抑左 則通 話ト名定但ョ電納ノナ以ノ請十二ハ名ヲ加 場依各料スヲ付不期ノ各 納電同ノ五二日期話 シ毎シノニ電 八話 途 障 - 福 ノ話シ加日應ヨノ開一迄十七四 一但初揚話 條規 官キ羹シシリ話ム次五前場求四納間セ取入 合り期カへ微シ足分附期 署又書タ掲十帯へ期條ニ合ヲ條ム話ラ消者 ニ連ノ減キ收不額ハ加ノ 料官 入以シリ電通月 月月月 期シ月ク使 = 1 於又 金署 後內年起話カー ---分庭末ル川 依第 テハ ノ加換ル載日號シニノ第二億ノへ使レシ第 於接中少場ス足ヲ年使中 指入料期初迄簿 屬請七於シ取シ用タ若四 ケ加途ス合特額算額用途 ハノ 新ニ額算使前日 日日日日 ヲ数日四料 1) -[-通電 定巻及日年ニ掲 ス求條テタ消 料ルハー ル入ニへ又別ハ出金料ニ 精過 二當金シ用條ョ EEE 其料 迄 期 及 接二 話話 ス記機 迄 皮 賞 載 ル 若 第 當 ル 請 及 ト 取 三 前 ョ 於 キ ハ 加 異 シノニ 於 求 失 附 該 ノ 其 料 各 リ / 金 = / 附 不官 y y y 續條 ル料械ニノ酸料 電ハ二酸ト求 附キ消條 項リテ場第入動渦差異テ ニニ 加電日ノ及期三 十九六 **夾制之別加** ヲ又 能署 期及移之料質ハ 話申項加キ期 加又サノ ノ共第合四以ノ超額動電 依因 使話割期附ノ月 二月月 期施ヲニ使 八山 1 / リリ 用官ヲノ加中三 月三三 日覺 數 7 金話每 使 請 第 入 又 限 使ハレ加 不同二亦十外日額ヲヲ話 ノ行営從用 斷無 ナ渦 **老話料納ハ官會 用ヲニ期ハヲ** 用加タ入 足線十之一ノョハ其生使 シ黴 料署以末使涂十 三十十 初地該比料 シ線 リ失 ニ線ハム當署計 料為十ノ第過 料入ル期 類加一二後附り請トシ用 ヲ收 ヲニテ日用ナー 十日日 月二電短八 夕電 及二 ノ消ト間 ハ入條準ニ加十求シタ料 還シ 納之開ニ料ル日 一迄迄 末於話一年 ル因 之接其へ該ニ年 及サヒ末穴キ ル話 未滅 九 之二ノス因使五二日ル又 付タ ムラ通至ハト迄 日ケ官期額 1- 1

タ續ノシ電之庭 附サ條日十テ

第 第 一 / 除及六 四 三 一八六ム義場六 用七第期又二六 = = 一入シ六テ前三 料ラ七間ハ於十電其項 ニ 場ヲ 者料十其項延通話 以ト又 モ扱 請ス附十消 込 ル ル 加十へ書合十 及レ十円加テ九話ノニ第於第合其第ノ金八ノ第期期不加後キハ第ノヲ第求但加七シ申ヲ加ト第ト第入六シ換ヲ五 附 タ 九 二 入 加 條 線 工 依 五 テ 二 ノ ノ 十 請 旣 條 事 三 ヲ 問 通 入 ニ ハ 第 二 体 二 = シ 使 條 タ 込 取 入 キ 四 キ 二 申 條 料除條 加ル條屬ョ入接事リナ取十電揚八求納 故號請ニナ者係其四十 止 十 依 其 川 ル 後 消 申 十込 74 7 八 使ト又スリヲ加續著電ニ消三話載條ニニ左ヲ不求係五ノルノ十六 シ五リノ料左トニシ込 六者左 機ノ電 タ低少料ハ記キ年タ者 終ノ記 械 外 話 用キハル除取入料手話條シ條番手乃依保記認通シル日故モ加八條 ニ 詩 / 移 道 二 料ハ節電名消者前線第タニ號籍至リル各メノタモ以意ノ入條ニ ルニラ会年ノ タル法 ニ ト 依 漿 旣 額 場 依求場 轉貨關 ハ其八 話セシ第 二接二ル依簿 著第之ト號タ目ルノ上又 消二依 經卜人 之ノ十使ラ若四 於續項場ル掲手十ヲキノル數ト但ニハ 滅依り キリ付納命合 過十二 リ = 合. 料タス ヲ停條 川レハナ テ料又合 請 載 前 九 還 ハ料 川 ハキシ 渉 過 又リ加 ハ共スニノニ 3/ 3/ Ju 加依二 ハ以ル 郵テ料 免止ニ料タ取三 消ヲハノ求料ニ條付加金ョ當ハ加リ失 ハ 加 入 其间 保日於 . タ テ 入入り於 除期依ハル消條 滅納第機ヲ 於ノス入ハリ該其入タニ 加入消 ノ線 ル割ケ 申 申之ケ 便納金 扒 セ間リントサノ シム五械其 テ三 申之起電ノ者ル因 入 ヲ 滅 休 加 トラル 散 込 ラル 切ムハ 1m ス中 通 タキレ加 タヘ十移工 取二 扒ヲ質話日復トラ 入 1 9 ノ激加 手へ特 取取シ 止入 キ以電 ノ話発トタス ルキ六脚事 消消多 ハテ話 . 申 取 消付入 消依 者免ス官數舊キス 113 / 爲 タシニ 電 ヲ除雖ル期 場事條料著 シル 又除 暑ヲエ其シ ノシル 二 常 加之使 込 nt 消 滅ス符 以但定 話停せ其ト間 合貨第 型タト 9 手 タ 静 ハス 二除事ノテ 係話 入り用 入 31 3/ 語 テシム 使止スノキ內 ノカニ 前 ル求 加但 於クノ不電 日ルキ ル取 者免料 取 申 A 納名ル

ト浦

一一一該又七六難減第 如電八十十其少五 官六 署十節第二消條 二八六二屬滅各 之條十項スス期 ヲニーノルヘノ 然依條場分キ中 スル第合ハ事於 へ料六八之貨ニ 2 金十 此 ヲ ヲ 於 其ノ六ノ兄生テ ノ選係限除シ附 箭付第二セタ加 求耐六在スル使 期求十ラ但場用 間ハ七スシ合料 第トカ 左當條

= = モメ 十十納十消十 二日又日二 依ョハリ依 ルリ第六ル 場五六十場 合月十日合 ハ間七間ハ 料 條 = 金 依 n Ħ

3 殊線

妨取加

ア轉ルセ票此シ附設七ク前ムシノル七可信信合低置線前持者シス話七納ヲセ リス電十ヲノ又屬置十ル項ルテ使ト十ヲ局局ヲ給家電項ヲ又ム但機十メ以十ョ ハ 又 ト災中の條消ニニクムノ機依サ加場第附條ル納條六六金六取六 ト必シ営ル者屬話ルヲハニ品入ハル話間條ノ條日條 テシ緊ル際源ア駆其態ト其物官場シ館依ハ者郵モニ 急加シ信ルトノ獣キノ品場合テ三リ電ノ便ノ關 ヲ入 消火へ 認許話 ハ他 ヲニハ 均 十 電話使切ハス 要同防臣シム可取第ノ加於此設一話官用手通ル ルヲ扱三利入テノ電條線署ニヲ貨料 ト 受 局 十 害 者 設 限 話 = 路 = 供 以 郵 金 キクョー關又備ニ機依ノ於ステ便ノ ハヘ經條係ハス在ノリ引テルス切殺 前シテニ者配ヘラ設加渡之電へ手付 項所所依二話キス備入ヲヲ話シヲハ 及申岱設線 以通 維込サ備電 テ的

第

筠

ヲ合ア消ニ火ノコ於申ノト所及リシ入合四屬 ノ酵桃ル於機能 認級級場テ設話

入 ス線官ニ ルニ器於 通電ラテ 話話シ必 通 ヲ機テ嬰 話 低ラ加ト 7 サ接入認 シ糖者ム

維

タル話四機場の物ノ三コノコ火用キニ取長長除セ屋話ニ為ハルシ及ニタテーリ第料第ハ第シ話第條一ノ又十 小場線條帶合交品即條ト場 七二換並完 營 ニ 話 儒 シ 於 取 第 又 骶 得 ニ ル 防 非 災 ニ ス テ 請 外 ス 有 附 電 ム 者 又 條 物 加 ノ タ 電 日 八 付 一 ノ 六 物於機話ムテ极三ハ話ス於へ上サニ サテ及官へハ 等十橋官 原其附署シ其二八內器 関ハ 形ノ ノ関修ニハ - 電 物 加 身スニ 在史 修線品入 分ル依ル图 復機 ヲ者 ヲ指ル電ヲ ス被撒ノ 證 示 記 話 派 ル終去使 明 ヲ 鉄 線 遺 ノシ用 スな等電シ 實 裝 又 二 ヘステ話覚 二置八件 キへ點機話 任シ移ス 證シ檢及機

入シト加コ回上八

第 第 一 第 キ 入 左 期 條 定 話 七 ラ ニ 宅 加 テ シ 装 及 機 七 害 扱 入 七 受 供 七 ヘ テ ニ シ ニ ノ 七 セ 在使十ス ノリルル用五 補復卜體二條 力從該 充舊キ話供 二 話 又エヌ線ス加 ハ盛ハ電ル入 修ヲ節話電者 総型七機話/ ニス十及機故 要ル八附設蔵 スト條層盤又 保分若ル用カノス入ラ俳受 ルキニ物ノハ 護解ハ 電ニラ 涌ル者スシケ 費 八 達 品 取 渦 用加反ヲ宅失 又其 - 被共 ハノ ラ入ス亡若ニ 關特同 報使 辨者ル失ハ因

酬用

7 =

僧=所野機リ

ス於爲損內其

入

四八者記問ノノ番十ス對又入タ水置附設十ト方者十クス十シ其因タ シハ者ル火方屬置八ナ法ハセルル六 濫構ハ場其法物ノ係ルニ當係者電係 リ内其合ノヲ品即 條 ス 一 依 話 ハ 一 停 ヲ ニ 載 加 ニ ニ ノ ハ 他 變 ヲ 宅 加 如 ヒ 骶 本 之 機 加 他在使此/更濫又入 キ 相 話 加 ヲ ヲ 入 ・ノル用限事シリハ者所手官入貸他者 線電ニニ變若ニ機ハ為方器者與人ハ 條話供在ニハ取內其ア加ノ迎スノ報 機線スラ際之外ニノル入指接へ用酬 械電ルスショシ在使へ者示加カニョ 等話電 ヲ機話 迎及機 ノス移話供ス話機及 粘 附 設 日へ轉線ス ス陽巤 的ラシ電ル へ物ノ ニス叉話館 力品即 川但ハ機話

第 モ 第 持 第 十 其 本 各 通 辅 抑 號 九 三ノ四ヲ三條ノ令號話修日海條 十二五五又ノヲ智盗揚 條 ニモ係ルヲ電ニ止辨納料入 依ノニ許停話該ス億付又者 依可止官當へセセハ電 リヲシ器スシササ通話 ルル話使 トトニ用 中 中 關 料 ハ又ス附 其ハル加 グ第料使 粉七金用 納十ヲ料 ノ五規電

粉取又ノル 設消へ指加 聞ス第示入 話へ三二申 機シナ從込 1 四八者 設 餘 サ 又 若ルハ 及 ハト加

+ = 依 1) IJ 私 交 設 電 話 1 取 等 7 9 瓜 接 續 ス

===

ヨタキ入ト以ニナノル リル又者ア上及條 除トハ故ルニヒ 名キ第ナへ及タ前 スハ七クシヒル袋 タトニ ルキ依 ト又ル キハ頭 ハ非話 加ノ修 入停止 ョ 止 期 り度間 除数三 名一十 ス年日 ル三以

第

~ 六 十 第 シ月六七 以條十 內乃三 通 至 條 話 第 / タ - し 點 停十檢 止八ヲ シ條拒 又二 章 ハ違タ 加反ル

一八八二夕八 非ルナ ノニ込サ者一 附事條又レハ條 ハハ其 再ノ前 E 除條 ヲ 同 名。二 15一/依 ノハスノ目リ コ 加 ョ加 ト入リ入 7 區 得 城年リ ス 内 ヲ 除 二 經 名 於過せ テスラ 加ルレ

切十申 シ官 其 署 青 電 二 話 交 セ換 スヨ 1) 生 ス

第 第 條ノ條用分條條 官五合 胞十八 ノ四公 加條布 入第ノ = - 日 係項ョ ル及リ 電節之 話ニヲ - 項 施 網ノ行 シ規ス

第 規 三仍七 十 其 年 年效信 **加力省** 信ラ令 省有第 令ス四 號 KI-則

7 三ノ 第 六 + 六

條タ第二條九項號八等之令ル八適ト選宅又第前シ但三二話號八號八第八之定八八 官十川認信外ハ四ノテシ條依規二十ハ十二十ヲハ十十 大又當十例八時第リ則依七之六項五適當四三 七 4 スル臣 ハ該五二本別 二加第リ 場 = 櫛 電 條依命加項入二加 合於外話第 ル施入ニ區十入明止明定大ス內第本則ニ電加 タテニ 取 二前行二依域五少治ス治八正 除幣電扱 項項ノ對 リ外條タ三 クニ話局ニニ日ス加ヨノルナ ノ依依ヨル入リー電三 ノ巳機 外ムラ加 リルリ跗 シ加叉話 同 ヲ 移 入 加 加 起 加 入八及 R 項得轉區入入算使ルシ第本信 但サ シ域名者シ用モタニ合省 義本十料ノル十施令 群ルタ外 ノ事ルニラ令年ノト電五行第 規情卜於變施間率看話條前六 定アキテ更行仍二做ハノ舊十 ヲリハ 即シ後從關ス第二電六

定用條 條 更 シ共正屆號前シシ適設本 ル線四ヲ事ノル其セ市施 依話連度スニ入ト維ル事前 十リ效接以へ關者ア持モ用加 二單同加降シシハル方ノ電入 第第个法卜點囘 三五シ交認機線 換ムノニ 十 號 五. 書 取ル設接 . 條 式 扱ト備續 第 第 方キカシ - t 法八本夕

十 = 及 式定話 タ = 條 通 ノ大ルー 滴 第 用シ五タ同十出ノ條ムメ合及令 スハニ電及年質項加コノサ內行 條獨年入二 又加度ノ於 ハ入以申ケ 第二降込ル = 又第 十更於ハ十 ニシテ之一

11 遞信 省令 五 號四 月和 十三 日年

電話規 則 中 部 改 Ī. 1

第第 A 9 五 9 三 二 條 中二二 = 里 Mſ ヲ ヲ プス 百百百 7 4 1 1 n n _ 一里 改 程

第 + 條 項 = 號 == 及 一一 第 程 四 _ 弘施 中町 蹈 雕 = 町 從

轉入後年ノ項本本 シ區加間算第令令 タ域入仍定三施ハ ル外名從二號行昭 ト = 義前關 = 前和 ヲノシ依加三 變例テル入年即 ハテ 此即更ニハ特シ四 限宅シ依本別タ月 二外叉ル合加ルー 在若八但施入間日 ラハ當シ行二話ョ ス機該該ノ對ノリ 外饱加口口次第之 - 話入ョル五ヲ 電局者り附十施 話ノ本起加八行 機普合算使條入 9 通施シ川第 移加行一料一

電 話 加 入 由 込 制

行本理共夕モ第十篇 ス令ス同ルノガー話 線 モ無號 條 規 加ノ話ニ第則 入及至依一二 又當急ル號依 ハ該開黎ニル 連會通用依加 接計规又リ入 加年則八特申 入废第物急込 ノ內四件架ハ 申二條ノ設営 込於ノ寄ヲ分 ニテ申附係ノ 限開請 ラス 内 リ 通 ヲ 許 モ 同 之 ス 受 可 / 規 ラヘ理ス同則 受キシル條第

布 日 天 Œ 八 年 六 月 4 H 7

電 話 别 開 通 規 二阳 一一和 == 日年 現六 行月

一在テ申七之ノシ第ノ定申テ前受請六三前三 ニーニ別五ス電四之定三事二依前ト費スー へ話條ヲ數條ト條ル項ヲデル條 ノ得 作 者 ろ倫 ハ 電 ラ 本 話 納令規 付ノ則 シ定ニ 、幣 A. 依 別ルル 開所單 流二獨 ノ 依加 申リ入 詩電ヲ ヲ話爲 爲ノサ ス設ム コ備ト

大 當 臣 該 曾 1 음 定 年 4 n ノ 所

第

五 3/ 別特示備特テ特 ス費別之別 及開ヲ開 特 通 開 通 別ヲ証ノ 開係七常 通スシ話 申ヘムハ 新キ 受電 付 話 切 官 間署 八 開 别通 二 豫

シ特 開別 通 開 申 通 語ノ 當申 ヲ制 賞ラ 該係 間サ 話 4 官ト 署ス = n 差者 山人

在 二 條 但別 シ開 特 通 別申 ノ諦 事ノ 由受 ア理 ルハ 場左 合ノ 八谷 此號 11 限區

申 ヨ前事號ノニ話盆スル特 リ係項ノ他對規上 所第ト區ノシ則ノ 糖一共別モ特二必 遞項ニニノ 別依要 別ルア 通 加 リ ヲスト 希申認 望込メ ス者ラ ルカル モ該ル ノ加モ 入ノ

理 豫 定 數 1

條ニス中 ノ各其込電公ラ依 信第之依 周一ヲル 長號公巾 - - 示 請 於依ス受 テル 認モ 定ノ シハ 之總 ヲ申

數一リ係ス番項受 ヲ項受第ルニ第理 超第理一篇依二ス 過三ス項受リ號ル ス號ル第理之ニコ ルテコ三スヲ該ト ト酸ト嫌ル受賞能 キ當能ニコ理スハ ハスハ加トシルサ 抽ルサフ能其モル ハノノ申 サ受ハ諦 ル 理 加 = モ豫入シ

受理前項之ヲ登 ノ之左理豫條ニヲ超記第依 事ヲノス定第依前過順一リ 籤モル ニノ申 依 力 韵 リ 其 =

ラ特箭條ヲ受テーハ數込前項理ノ條條項 由受各 ア理線 リセノ トスー 認 但 = ムシ該 ル所當 場勝ス 合郷ル 八信特 此局別 ノ長開 限 = 通 - 於 /

加へ定営ニ同ス別ハ 入電二該於一 二話依會ケ人 離規り計ルニ 面 則 開 年 一 於 ス第通度簡テ ルニスニョニ コナへ於除簡 トーキテク以 ヲ條電電ノ上 得 ノ 話 話 外 ノ へ規ノ規ノ申 + 定加则申請 北二入统箭列 同依申九 絶り込條 ス 加單者!

> 非者ノ サノ由 ル居請

ハ上升者ノスル當ノ 項二箭二箭者 モ所 ノ住 ラ所 冠 又 話へ 機業 設 務 置 -場使 - 11 所用

規居 定住 1 3 滴又 用ハ 二同 付 -テノ ハ場 之歷 9 9 同 使

III ス F 7 サ

一ラ特理前八申工人ス同 ス別ノニ條體事トルートス入 ノ決於 事定テ特之ノ做ハ邸ル 由ヲ左別ヲ都ス前宅申所申入 ア取ノ開受合 リ 消 各 通 理 = トス號ノセ依 叡伯ノ申スリ ムシー餅 ル 所 = 受 場態該理 合 遞 當 通 ハ信ス知 此局丸後 ノ長場ト 限二合雖 二於八開 在テ受通

鹄 カ 前 條 第 ---Ą 谷 號 terred) = 該 ス

+ 管 理申申申 人箭 叉 者 ハ所 相在 紛 不 人明 ョ又 1) 1 何死 等亡 11 申場 出合 + = + 於 トテ

=== キ 巾 需 者 ٨ N = 於 テ

ル條ト 1 + 特 ハ別 指 開 定通 期ノ 間申 內計 二者 設受 備理 殺ノ ヲ 通 納 知 付ヲ ス受 ~ 7

一場十合週知其十入其二十ス規ヲ記タ込特シタ九 則以料ル者別 第テヲ場カ閉 六 納 設 合 該 通 條付備ヲ加ノ 第ス智除入申 一へトク申制 項シ同ノ込者 及前時外二八 第項二 電對電 十ノ命話シ話 條 場 總 規 特 規 ノ合類則別則 規二二十二 明二 定於性依通依 タテ酸ニルヲル 滴八型加希加 用電弧入望入 も話貨登シ中

第 料力殼幣 ノスヲ申ル第セ罰 トニサ者 由ト更者キ項ル前 アヲシハがノト條 リ得又開同場キ第 トスハ涌シ合ハー - 該項 於申ノ テ謝規 場轄通テ 加小定

第 合二ハ信後ノー登ノ依條 長設前消第シ電ヲ條此局其電條記效リ 於費但タ條ル官ク設限二申機特ヲヲ備別 テヲ書ルノト署ノ備ニ於箭酸別納失費開 既分ニト規キノ外發在テラ蹬開付マラ通 過之ハラ特取場通せ前完ノ 失ヲ左ス別消所ノサ條付申 事コ變箭 1 但 受 前 ムシ理ニ ル所!於

- 澱ノ 囚付各 リ叉號 渦ハノ 納 免 一 又除 = ハセ該 飘ス當 ス

四三 二備條シ八タ話除 ノ長ノ話 納納依十定 ノセリ 分シ申 納メ箭 IJ 額タラ タル取 澱 場 消 受 付合シ 理 ス所タ 1 へ轄ル 決 + 遞ト 定 特信中 7

公前特十/規照前 該項別三規定話項別 公附加ノ開係定ヲ却ノノ 入 規 通 - 準則規事 2 即 又 定 ノ 他 依 用 第 定 由 ハニ申人ルス六ニア 加達請力加前十依り 入反ヲ爲入二六ルト 巾ス為二登項條散認 込ルス自記ノ第備メ ハモコ己料規七費タ 行 之ノトノニ 定十ノル ヲトヲ名付ハ條環ト 取認得義之第及付牛 消ムスヲヲ九七二 使準條十開 スル 用用第一シ シス二條テ テ 項ノハ

電 話通話規

ニーニ者ル規一 條相 定條 互但ア 急 通 通間シル電 通 通 話 通 同 揚 話 話話ヲ話一合ノ 分二電ノ酒 チ關新外話 テシ加凡酸 左テ入テ報 ノハ區本 五此域令 種ノ内ノ ト限コ定シ スニ於ムテ 在ケルハ ラル所別 ス 加 = 段 入依ノ

=== 夜 III 普 III M

m 至 急 III

話 互扱ノ通フ扱普午於十 間 ヲ 指 話 ノ閉定區 通始シ城

五.

定

之シト三 タスニハ シ話タ三 得時サ分 置話 雖一 + 回 モ 通 夕線之話 ルノヲ時 時接一ト 刻續通ス

第第第第節順除五ヘス配ス求テ話但四ヨラ話但三 四三二一位夕條シル話ル者ハ叉シ條リ為時シ條 者官コナニハ電 二署卜牛通定話通ヲ通看分通 對ハヲ協話時官話起話做時話 シ通得合時通署ハ質 其話セニ以話ハ三ス為通滿每 ノ輻シ於下ノ豫通 箭輳ムテニ取約話 八 止 扱 新 時 四メ上聞治 話通要話續 時話ア豫ス 以ノル約ル 上際場取コ ヲ他合引ト 繼 = = 所 ヲ 續 請 於 通 得

通順序ノ 話 二 二 順 求ノ 豫ルリハ 二 際 應多 同特 -- == セ數 順 定 サノ 序 4 ル通 コ 話 1 2 须 場 トラ 話合 ア箭 1 9 ル東

普至定豫其外各 通 急 時 約 ノ 左 種 通新請/ 通 話話聞求順話 及及 夜夜 間間 及依依位 普 至 漁 漁 通 通 取 話 話 引 通 話

ルハル時話スタニ別スニ迄八ノ普ル迄八ノ普扱普 胀 關 モ ヲ ヲ ル ル 於 ニ ル 先 ノ 時 通 洫 並 ノ 時 通 洫 フ 湴 ヲ午於十フタ 開前テ錢 始七年以 ス時後上

態係ノ以謂加時テ公通タ間ョ話通話問ョ話通通通 二電トテフ入刻請示話チニリ區話ヲニリ區話話話 者ニ求スヲテ夜翌城料調取翌城料ヲニ 相取者ル調取間日ニ三フ扱日ニ三調先

ヲ通前テ錢 開通七年以 始話時後上

番トハ通ナク九ハ申ム合依話距距他ニ外 受通時第 號ヲ之話ルハ條夜出トニリ規雌雌ノ屬ト 付 話 = 二 要ヲ時ト之第間ツス限該則通トモスシ 時叉同項 ス要數キョー普ヘルル加第話シノル市 セーハ要項通シト、入七區別ヲモ內 ヲ夜對依 ス通其セニ道 キ 者條城ニ謂ノ河 以間話ル ハカ又ニ之フヲ話 テ至者消 繰時條ク管時 ケ話電ニハ以時 又ノ話對定前通 八指官 話時二話 総定署者通之か 下時ハニ話ヲ前 ケ刻電涌ノ新日 之ヲ話告罰求午 ヲ前取ス求ス後 アヘ六 リシ時 LI 及 後 卜以合 抬

求急同修

统 上通 取 後 扱 扱十上 フェルノ コ 分 都

ア 內 =

ルニ依

7

定

左七之八 图 月 市 調 區 六 其 急 五 滅 定

ノ條二特ス公外と域條ノ通對ノ時

項加ス電通ス話外八通付八騎告話

所者教規ヲ但城話一區刻定ヲ受請

一屬通格則低シハ區電域ト時低ケ東

對 設 ル 示 通 市 ト 受 話 シ 通 通

區通同話時該東ヲノ

キ入開シ話

ハ者始テ若

電トセ長ハー

ヲ話ノス依話 一ラハ洒場シ號十ヲ其條話定り關十話市ム距定十へ於リ十ル電刺十フ スニ話合流ノ四點ノノ同時中係三官內ト離時ニシテ定一へ話一修 十八二話一條 求 前 時 線 通 断 加 條 署 通 ス 通 通 條 者求間ノ話ス入 ニ話ル話話 間十テ消骸加ニハ内故ノル者通於區ニ區ノ豫 ラ分 通 料 常 入 通 消 = 障 取 場 他 話 テ 域 方 域 取 約 經間話ヲス者告滅通ニ扱合ト取其ニリニ扱新 過叉請課ル相スス話依ヲノ通扱ノ屬關屬又聞 此ヲリ開外話ヲ接ス保スハ通 ノ開又始其中開緬ル加ル其話 場始ハセノナ始ヲ通入モノ豫 合シ前ム終ルセ中話者ノ他約 二能項トプトム断中カノノ取 於ハニス後キトスナ他取通引 テサ依ル之ハス ルノ扱話所 ハルリニョ前ル ト加ヨニ逝 其卜節方取條二

ノキナリ扱ニ方

旨ハ一覧フ佐り

分四於取= シ至泉ス場互 タ急後伯合間 ル通普シニノ ト 話 通 第 於 通 + 及 派 一 テ 話 ハ夜話號ハニ 此間及及箭關 ノ至夜第求シ 限 急 間 二 者 左 二 通 普 號 二 記 在話通ノ對各

ム條ヲ第川定囚得喚通タ事方通 減八テ時ルサ呼話ル由カ話 ス電少條タ通場ルヲ取トニ通取 ル話シ但ル話合ト試扱キ因話扱 リノ開 通 要 始 話ナノ ヲ キ 証 低 旨 告 サ 又 = サハ對 ルボシ 旨在關 ヲ其係 申ノ者 出他ノ テノー

者官タ書トノハキム開 ハ暑ルニキ箭此但ル始 求ノシモヲ 者限關關弧 頭 = 係係货 話在電者セ ノラ話ノム 班 ス 回 一ト 線ガス 111 故 應 = 障答當 = 9 1

時 चीर 7-1 + 話 時 势 中

其二卜依 ノ對キリ 呼 話 定 出者 9 9 韶 阵 話 出来 スシ 通 コ新 h 9

告 = タート 點 毒 東シ ス被

ニハセ取ニシ取ト通通扱求九二內ハニ但ノ八話通ニキ加三二 至夜步极至テ极キ話話時ヲ條於ニ定夜シ事條官話於ハ入 リ間ルヒリ若ハハカ順間其 テ於時間普項 暑券テ特者請對 タ 至 二 又 タ ハ サ 關 第 位 前 ノ 夜 減 テ 通 普 涌 ハ 涌 ニ ニ ス ニ ニ 求 話 ル急至夜ル至ル係ニノー取間少増話通通篩話之前ル定非者地 ト 通り間ト 急場 骶 條 關 時 扱 普 ス 加 ノ 通 話 求 ノ ヲ 項 者 ム サ 電 名 キ 話 タ 普 キ 通 合 話 第 係 間 時 通 ル シ 通 話 ヲ 後 請 差 各 ハ ル れ 話 及 ハカル 通 ハ 話 ヲ 官 三 等 以 間 通 ハ 若 話 ヲ 至 之 求 出 號 前 場 者 番 對 附 時 指 又 ル ナ 普 電 話 ヲ 第 シ 加 短 域 話 ハ 看 通 シ タ 考 急 條 キ 話 間 同 ク ニ ニ 依 ニ ニ 又 ノ 通 數 間 通 鬱 關 へ 準 ノ ヲ 話

者スル時時合ト通官請ス四ル者離ハ入内スノルトナ 通第ハカ亜條ノ於該リ限於ハ限話ヲ亜話 軍スシス例除ヲ 話コキ及話除第若ニセ場ニ既長長ノ城市 話四普同急第外テ當實ルテ夜二取第急又スル ルニク請 爲間在扱十通ハル前 事準ノ求

項シ外セ

ヲ其公ム

記他衆ト 入ノ電ス

シ者話ル

電ハ所ト

III

話

别

種

ヲ入ル話話

間ルト刻通ヲキ話署求ル係ハカ及其區及

シ至ラ開條話夜コ條

通 求 更 急 得 項

告時シ通ス各

前間又話

得急ス始ノニ間ト第

ハ話

取 請

==

ト號道條通四夜夜ス際

シニ 通 第 話 號 間 間 ルノ テ該話三ト三普普二取

之 當 ト 號 シ 該 通 通 至 扱 ル 通 ノ 請 變 至 ヲー ヲセシニテ當通 通り上

取サテ酸之ス話話タ普酸ノ 扱ル若當ヲルトヲル通

ト = 十 呼 ヲ 爲 十 四 ヲ對六出得サ五

役ス條區 左呼八

> 記出別 指請 二 定求之

事者ラ

項八公 ノ呼示 通出ス

九师 コ 者

\$\$ 大な四三二一ノスヲノヲニ後項十トヲ前請指十入キ加五四 = 一 八十五四三二一 / 前二官加二七 左七 請ル被事呼十之第九キ課項求定ハシハ入 · 呼對 配ナ通暴除十 遊ル知ニ若一發屬箭指被通通前求艦呼到出係ター係ハスノス事係電前者請指 者話 I 通 / 條何何卽代必 居地 事 歳時時人ス リトス於ハ條行電求定呼話話納ナ船者 ラ 話項二求定 區 此但靜ル項 年話者事者時種料キニ居記域呼更乃呼ノシ求コノ呼官ノ非者事 所名 時 項加何充添二本 氏及 ノ項居數別金ト配所載ト出ス至出限關ニト加出 タ 入 雅 涌 一 所 者 wss 名被 箱キ漆ニシシノル第ノニ保對ヲ除辯 名話 コ三新在電シ沿著求之準 一十一十书图阵 Æ 呼取通ヲ求取 郵へ達ル受求ト競求ラ話テ ハ番ヲシ呼番 コト群被ハ通ハ通電出通待ッ支ル 訂ハ差呼出號 トキ船呼之話之通話ヲ話ッ 出·消 話 前 = 消 便キス前特ニタ及ニス官ハ 正呼出出ラ タハニ者 ヲ 時 ヲ 話 官 請 ア ニモ相納ッ對得第關 署 呼 指/劵條對又 依ノシ通電シス五ス = 出 ヲ出ス祭詩 要其依艦要ナ要ナ署東レ 定箭タノシハ 前ノヘニ球 スノリ船セルセルニセ ルニ解話話テ 號ル 對料 事求配例テ其 修取シ相セ 旨呼内ストスト申ム シ船祭官ハ ノ第 心相 項二道二八八 テノタ暑被 本中 孤 當 ノ消 當山 9 出 = 出上 ノ對ニ準前指 例又 歌ト 附ヲ在 加シ付シ條定 及 解連發 = 呼 項七 知額 ッス 項ス 加要ル 船絡行於者 ハ條 前ノ = 1 除テス被ノ事 タル スス場 配ラシテ居 詩笛 ナ料 準 其 若ハル呼電項 1 漆要之左所 ル金シノ 記ト ルル合 ハ其以者話ノ **

タ求ョ話納ニル區

配 = 請 器 話 知 ト 內 所

話於求二券ス能ニ不

官テア保ハハ於分

サテ明

ル前其

+ 通他

ハ話ノ

其缘事

ノヲ故

旨被二

ヲ呼囚

呼者リ

把

笪

ト納ノ

器交ル管其

ニ付トシノ

對ヲキ嚴使

シ望ハキ用

テム之被期

共トラ呼問

ノキ交者内

箭ハ付又之

求呼スハラ

9 出 徂呼 發

官又衆電信二依要內區求請求二ノラ前五四三二一依記二為ヲシ出行前出ニ同二シ前コ以納同料至二ト前遊訂 男別ョ話事十ルスニ域者求ヲ十 例課項 ル於外力者受五 ニスノ何 別何代本請答四 へ求出求ルノ求達呼三十 通ヲノ 話ニ 額六二 其ニ モテニ胺ニケ係依節制處途時人人求事係シシ制者電前者ス出係日話得前祭之ニ號係 對告電ノ上條 解解通照通タ リー求何通頃モ出ス項 シ示話故ノ 船船知話知ル前前項ニ番信通差頭ルノ被 テス官障通過 配ノヲ官ス電係納ノ對電 ス話目シコ通呼 低ル器其話信 陸 並 要 暑 但 話 ノ 通 請 シ ニ ヘス シ 難 ス火ニ他ニ大 ノ絡スコシ官論話求テ数シへ難シヲヲハ 市災對ノ關臣 得 第 呼 請 ヲル在加暑求 券ニハシ 内報ス電シニ 頭切ル話テ於 求吸トラスニニヲ關呼テ -- # 話ノ市隨ハテ ナスキサ者於對使シ川通 七箭 亦為內砂無必 キル叉ルニテシ用テ料話 依 求 ト艦ハ場非其テスハ相ス 第者 同公通事料要 中船其合サノハル第當へ === シ衆話故トト 項劉 ヨハニス認 ハニ呼其ル旨呼コニ額シ 郵通出ノ呼ヲ出トナノ ノス リ無陽 例ル 消料シル 便知區呼出呼ノョニ料 = 左 防卜公 M ニヲ域出請出請得條金

り應十ス箭呼箭セ項箭配一十三納ト上通一金第十キ項 ト祭ス納ヲヲ相ノ ル者リ官通通コ城居スノ 頭以使當記前ヲ前 話テ用ス載納呼納 用 祭数スル事通出通 期 ヲ簡ル郵項話詩話 テ 以ノコ便如祭求祭 テ通ト切何ハ者ノ 一話ヲ手ニ第二配 發 行 簡ヲ得貼拘二 通達 1 ノ偽何付ラナ知え 理 孤シシノス條ス停 1 H H 話又一面其第 Ŀ 之 ヲハ弧話ノニ

気ニノ 券前 號

ス頭前ト納乃

及

9

市

所外 內 2 話 卷 mont made 通 力 通 百 及普十 話二 通 夜至 通 七 間急 時 通 話 時 出 通條 ト 話 料 並 至 通 話 急 話 ノ時三 料通 通 始以十 夜話 點上錢 間 = カ繼以料ス話普 普 部 器 八十五錢 七十五錢 六十 二十錢 午續上ノルカ通 通 二面七五碗 七十 十錢 通ス 4-夜 通 ト 第 通 前シノ 企是 金菱 三一面面面 通ル 間話 七旦通 丰 盐錢 二二二二 盐錢 話料 千錢 普 八條料 圓 料金 M 又ノ區 夜第ノ 能 雄 **通** 左 六十级 通 ハ通域 間三四 話ノ 類に 午 話 普 號 倍 話 倍 ---韓 金 取 如 士五錢 二十錢 前時於 通 - 但 消シ 十錢 无錢 四出 八トテ 通該シ 料 時 他 通 話 常 通 筇 第 - 1 = = 市 金 達 ノ時 11 ーラハ依三テテニ 六 Ŧi. 選郵リナ其料ナ 依外額ヲ取刻 區十 シ電ニ電付便既條ノ金九通話キル足通ハ當加ヲ加別八リ通ニ要扱ヲ看後 受 刃 條 貨 官 亦 場 分 話 呼。ス 入 以 入 二 條 其 話 二 ス 時 繰 做 二 八依ル十話ルカ其話關 話シ切納 ヲ約取船 納 ヲ暑同合ヲ時出ル者テ ノ區十ル間 官又官又手二左取納 金通經通扱配前通條ルカ四官場普 及ヨ又條署合通取署ル署未通係記證メ前以ノシニ納以券郵ニ納 ハル通料城鏡場ニケ第ル ノ納貨ル各ヲタ係テ 指但於山上二便非 話金ノヲ合其又十ル 扱ノ料 リハノノノ郵 ノ 通 券 会過ニ納ト號請ル第納定公テへニ貼切サヘ月 ニハ距附ノノハート ヲ 過 二年其箭過 呼便 失係付キノ求者ニムス衆料シ渉付手ルシ分 图 別 離 加呼料總 額使ル使サポ料被十避ノ求失出ノ低失

ニルノハ料スハ號

リキノ便ハコ通依

ショ货納人得三便

微ハハ切納

收之通手付

タ発ラ付ノ

ル除以ノ詩

通ステモ求

之ノニ

因トモ郵金ルーニシ

ヲ ニ 郵

錢切

ヲ手

* 以

- 約 ヲ

呼四レ取ニニ料連サニ

シリ

1 +

絡サ因

= 1 1

依力呼

ル又出

ヨハノ

リ呼箭

モ 出 求

廻 / =

レ取對

者條 夕 扱 對 因

交取場普其第

七料二郵取八

サ金於便扱條

ケノヲ若

ル連爲ハ

第粉サ第

ニノルカ

付扱合通

へル館金前

法所不通

依於ヲ劵

- 納

ニニ足話ハメ

リテキョノハラ際

通ハシ使終通通料

話所タ用了話話金

ノ隠ルシ後カ券ニ

際館トタ不二又和

テ

+ 納

方話

7

켓

月

--

H

芝

派

红

1 時前

你合 求

手一ノ

スニハス出金

之 遞

ヲ 信

示 臣

定

金 公 大

納スノ

付

方

1

花

下 = 1

第スル定徴

項船合通上

第二卜話各

ノ配際定モ

依料

リ金

時收

/ 别

指

料ラケ

一解場

一依雖

IJ 實

ハ課

前 項 通 話 又 用リア ハ 取 滿シ合セシリ 扱 タタノス場タ ヺ サル前シ合ル 請 ル場納テノモ 求 ト合通其附ノ + = 話 / 加 = Ŗ ハ 於 料 使 呼 劉 其テ 用出シ ノ其 期料其

- 7起號項話 添請算乃第官 附求シ至一署 スス六第號二 ヘルナゼノ對 本則シト日號場シ キトノ合テ ハス場ハ之 不第合料》 用一八金篇 前項該納ス 納第取付へ 通六扱ノシ 話號請日其 一绺ノ東ヨノ ヲ料ノリ期 請 金 口 又 間 求選ョ第八 審付リニ前

第 第號三之三 十電十月十 號呼條行條附 ハ出 之规明 9程治 酸 及 三 止明十 大 ス治三 Æ 四年 = 十月七 - 源 月三 省 遞 令 信第 省四 令十

. 電話火災報 知 1 件

宜ト交替交シ知所ヲ左 之東トキ換鐘換叉用圖消ノ ラ京認ハ取前取手電/防地 省市山取扱二扱動話電官機 略內ル扱局限局式番話署內 ろ他消上ニルヲ局號機ニニ 呼所ラニ報於 川屬川依知ケ シノヒルセル 單電直場 4 出 二話接合卜火 火機消ハスニ 事二防別ル際 下依官ニトシ 告ル署定キ電 ク場トムハ話 へ合通ル自ニ シハ話火働依 但所ヲ災式リ シ區低報局之

1防支於 地官障テ 名署ナ前 又二丰項 ハ接限後 局籍リ段 名通最ノ 八話先申 開セ順用 シ位ラ ナムラ受 以力 于 及 1.1 便龙

第 同 條 電市 内 杂 規 班 川 則 用 電 -供同 気が下型ニ専用 ス 70 n 爲 加 政 府 入 區電 域 話 施 內 設 规 则 ス = ル於又

2 加 法 信 n 臣 第 五 === 涉 號 = = 前 該 业 78 贩 項 ス 電 認 n 地 城 ヲ n. 施 = 限十 設 ス リ、ハ ル電電

條 號 ---差 H 項 用 電 話 報 TIS 7 受 7 7 所 N 轄 者 遞 1 信 左 局 龍

7

刑 必 型 理

用 附 電 電 話 話 散 及 娑 拉本 箭: 换 n 表別に 7 受 設 置 ヶ A ハル 所 前後 簡 数 前 種 項 谷 類 號 垃

串

項

+

項

例

=

3/

TIJ

受

ク せ

第 ----準 條 無 用 話 TI 設 n 備 = ハ 要 111 = ス 願 n 老 柳 非 カ ア件 電

第 === 條 1 肃 加 源 者 信 ヲ 大 臣 3/ テ = 專 於 用 テ 電 特 話 = 必 設 耍 備 及 認 4

第 7 送 四 71 7 洫 湉 官 器 署 內 ------7 业 = n 共 接 ス 3/ 3/ 13 電 テ

雅

邻 官 刑 ス 電 ヺ JII = 翮 3 話 所 먭 轄

於 游 テ 用 電 取 用 負 扱 要 n 合

遞

信

長

第 六 セ 帝 係 使 連 署 IT 31 ヲ 及 承 受ル

== 相 爺 7 添 ~ 7 前 項 1 例ル

第 1= 加 -1 セ 旨 者 ヲ ス H " 3/ 15 全 前 條 义 第八 項部 11 例使

常 用 電 話 仝 叉 部 岩 公 7 1 洫 信 部 使

九 臣 = テ rH 7 認 7 4 N 丰

械 設 備 料

移 設 增 電 **始設受話器** 档 交換機又ハ 設 設 話 話 電 電 给 話 轉換器 他ル同 筒形又 戴 /移一 野轉/ 上 通 宅又邸又八宅 1 時計 甲 2 八一岩 構時ハ 頭 形 號 內撤轉 へ去内 1 = 於ケ 簡毎 簡每 简每 簡毎 箇毎 簡每 = = = 費 = = -5 Ŧî. Ħ. + + 簡每二 儲每

圓

費

附願 セ者 サカル物 合ヲ 寄出 附顧 ス者 ルカ 場物合件 7

十五. 五圓一年別人を明める 圓 圓 減毎モヲリ スニノ要ノ -----**剛** 問 Fi. -[-+ 金莲 企 圓 二ハセ引棒 圓一サ込外 ヲ箇ル線ョ 減毎モヲリ スニノ要ノ

六四 當 ----圓 周 牲

二ハセ引精 圓一サ込外 ヲ簡ル線ョ 減毎モヲリ スニノ嬰ノ

交

屬

物品(電話機、交換

二機件若

カスト

合換

除ノ

ク移轉

簡毎

換機又小轉換器

旨 使 JH 承 繼 ス

七 電 4 大 臣 = 二 屆 於 1 電 話 如 但 12 3/ 要 褆 ハ信 認

移 轉			-								
普通電話機ヲ甲號卓上電話機ニ變更 1箇毎ニ 1一十 五 回 1 1 1 1 1 1 1 1 1	移	創									
普通電話機ヲ甲號卓上電話機ニ變更 「箇毎ニ ニーナ 五 回 音	陣	設		更種							
- 上電話機二變更 1箇毎二 二十五回 北 三 一 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			備	換機又ハ轉換	設ノ筒形又ハ	乙號卓上電話機列	道電話機タ乙號	通電話機ヲ甲			
一箇毎 = 二十五回 1 1 1 1 1 1 1 1 1	線百十米迄每	線百十米迄每			形受話機ヲ戴頭受話機	號卓上電話機三變	上電話機二變	上電話機二變			
場件合う ちゅう ちゅう ちゅう ちゅう ちゅう ちゅう ちゅう ちゅう ちゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう し	=	二十世界			變更 一箇						
七 附願 食 五 十 二 二 十 元 湯物 五 十 五 円 日 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回							5.65				
場物 五十五		七附願ス者		質	五.						
		場物 回合件		数				Ħî.			

械 維 挎 料

III

箇毎

年

額額

饳

話

乙甲

===

四十 回 圓 圓

ヲ簡ルヲー

減ヲ分設ノ

ス超八置邸

ユース字

ル館ル又

分毎トハ

ハニキ機

----八内

箇圓五二

毎ヲ箇六

二減ヲ簡

ニン超以

简每

箇年

竹設受話器

筒

形

又

時

計

箇 科

年 年 牟

额 額

頭 形 號 號

圓十二上同

簡稱

年額 年額

箇毎 簡毎 簡毎

年 年

額

山總

巴五

線囘

海線

= 7

三超

間二

ラル

加卜

フキ

二四二十二六 a ハ接

五 圓 圆五五 タ百百 加五五元 フナナ ** 以ラ 內超 タユ

増ル

短り

二丰

ナハ

W

囘線五百

Ŧî.

十米迄年額

交

設

電

一亦設ルシ酸轉 ノト新ヲノ シ率キ散要場 ニハ部ス合 依超分ルニ ル過ノ部於 盟 距 距 分 ケ - 雄 雄 ノル 電ニカ距囘 話對不離線 直 ス 用 一 設 線ル部 對備 ヲ回分シ料 延線ノテハ 長設距之移 ス備離ヲ韓 ル料ヲ課ノ 微二 場の超スな

第

日割除

二以夕

ヲ計ト

遞 期

信分

局ノ

長料

1 1

ニテシ糖)

区 電

リ話

ハ = =

年依基料機

額リキ命ノ

/ 使其 - 種

距及即一上構 囘 ア内 N = 場止 合マ 做 雖同 围 __ 線專 設 用 備電 料話 没 1 維囘 持線 料八

料 7 ヲルス 飘回 スニ 對 3/

テ

ハ

設

キル

ハト

異 キ

助ハ

電期年十囘備同收箇同合創二但新移 第第第話/額條線料一上以 期期期累十四前雕间宅 二月分條八線內線 納以シ第所維ニト 夕 涂 一 迄 十 七 四 ム 內 左 一 轄 持 止 看 月月月へ二ノ項 遞 シ所區第信 轄別三局 遞二號長セ線 , 信從及 1 局と第定 長 短 四 4 ノ期號ル 指分ノ所 示 ヲ 料 ニ ス其金依 ルノハル

三二一官初ヲ ---日日日 EEE リリリ 七九 六

二月月 月三三 三十十 十日日 一 迄 迄

H

一前 部項第 タ各四 開期期 通ノ 沙坤 ルニ月 1 於 ---キテ日 又專ョ ハ用リ 馆 戬 三 八點月 終ノ三 - 全十 依 部 一 ル岩目 使ハ斑

第 ナレナ場用ナノニナ以前ノ 節前日用ノ異類十指ハ用 二內項日求項割ヲ日助若一定年停 四夕五合體三料第 依 ル 條 ト 話 條 金 七 條 ニ ニョニノ ヲ 廢 割 ヲ ハ 條 ス 額 止 ニ雖ノ ヲ條 常依り 依計以止ヲ生其 電合依其全事 徴ノ 事 該ルナリ 算テ 若以シノ 前期 日 解 リノ部用收屑用電料日之ニ之ハテタ酸係 事期又者ス川者 話金以 ヲ依 ヲ 停之ル 置 各 迄 ヲ シ 則シ川分ハ第ルヲ第 官還內還 リ計止 ヲト場期 電ノー十コ 為十 署付 二付 既 算 セ 計 キ 所 ノ 之 テ ル 話料部條トサ條ニハ之シ納スシ第ハノ中 ノ金ノ各アサ各之納タ不額 メシ年變途納算キ 使の使期ルル期ヲ付徼足ニ タ叉額軍ニムシハ 川之用ノヘトノ 詩ノ收ァ過 ル第ノ等於へ所其 許ヲヲ中シキ末求日スル羽 ト八差 可減廢途 ハ日スヨ トア + 餘 額

次十へリ

期五シ五

ノ日

分前

箇

月

* 1 條 第 ---項 第 +

ヲ死止ニ

取セシ於

消スタテ

サ第ル単

ハ十規七二一第 專五定十項項二 用條八五第第項 之條七六第 話左ヲ第十十四 七條五十 十第條五 用號電八七第條 話條十六第 二及一十二 第 條七項 七第條但 十七第書 九七 一第 條 三 項 六 第條第一 一乃三一 項至號條 ノ第第第

點 專 使各用 取 = 用 消於ス ステ コハ 下 淝 ア信 ル大 へ臣

備者 セス スル 又 期 ハ間 第內

ト 電 十ラ 前 三二出 認 用條設願 V 條 4 者 以及 == 1 n 事 备 = 所 用附關轄 電行ス遞 話篇ル信 納又年 ヲヲ料局 ノハ三 他履金县 料使囘 金用以 人行ヲノ 停上 ノセ納指 止流 用サ付示 付ノ話 = n 日ヲ 1 ョ停 シキ ルリ止 ト三セ

四 ノ用 ル附者 腦流 + 物用 = 교 二 供 他ス 1 2 線電 條 話 機機 械 電 等 話 ヲ問 連 線 結 及

日

ヲ

納

世

#

K

莊 タ機條局導シ其 1 長 用 7 者 電 話 加 遊話 入 蓝 サ使 話 穟 入 3/ 區低 城事 續 外 用 淝 ト 電

シナ話

ル被

場 設

力

加

ヲ

十他表第場二前依ヲ前スラ業十 務五ムリノ五 1コル1 ア團 行三 必 源 ルシ導要信 用ト大 - 認 臣 供山二 スル於 ルトテ 岱 + 公 雷ハ盆 話法 = ヲ人關 施ニス 設非ル

一合年項ル準項ルサ ハ額但モ用 ノ之三書ノス規ト ヲナニ、但 定 ル附 料 依 附 加 用 九二 用 料 ヺ ハ課 雷 項本 ノ合 規ノ 定 規 ル毎 二 定

规 當定特六依外 二 定 圓 スト ルルス加 但事 3/ スニ ア特料 ル付 1 裝 話 ノ関 納 體 = -付ソ 依箇

專 淝 用信 電大 話臣 A = 無於 料テ 1 次 ス要 1 認 2 N 涌 信 業 L 1

第

六 話

凉

用

=

之

ヲ

準

用

第

五

其代

十月ノ依十 八受許り七 條ケ可同條 及 7 ---本ル受電本 合者ケ話令 トタ加施 明見ル入行 治做者區前 四シハ城電 十凡事內話 五テ用ニ規 年本電於則 四令話テ第 月ヲ使電五 一滴用話十 日·用 ノ線 ヨス許事体 可用 二

除之通

クラ話

ハ 担

令入

二定 1

之

ヲ 中 4

條 條

七

八

及

八

俗

之 7 施

IJ 岸 船 連 舶 义 1 陸 關 ス 間 留 電 ス 話ル

ヲ サ ル通 位 受 ム 船 話 置持 ト舶ノ ト用 ス ル陸ニ 官者上供 トス ハ - 適 1 n 申 宜 間瓜 ノノ岸 " 方 電 壁 へ 法 話 又 3/ = 連ハ 依絡棧

ス及

ヲ

四三 名明開 又示始 ハル整 名コ了 及 住 居 又 事

二項前 ク項 例各 所 二 號 地 7 更 七 4 ス n 丰

第 三持 條 官 本 ハニル 內 置 スヲ設 丰 及 受

ム 品 特 電 但 1 備船 及 及 特 申 由 出 7 7 係 エル ·依 ス IJ 3 h 所 ハシ 7 輽 申 テ 九腿 箭 之機 信 ~ 者 ヲ 及 局 ョ行附 = 1 ハ圏 於受シ物

定 規 當 IJ 申 請 二 者 === 示 於 試 テ 驗ル 設 備 7 3/ 型省 ~

式 所 4

四 官 通別 ヲ依 以儿 テ料 納金 付ヲ ス受 へ 持

第

使 用 料 使 用 期 間 內 围

H 日日 卜未 看滿 做ハ ス之 7 四 圓 = 備話所 尙維及認 一持附信 圓ヲ屬局 ヲ爲物ニ 附ス品於 加場ノテ

七 依 ルス合設電

條 官 署 通 七 電 1 本 話 加 + 一規 入 == 條 則 匪 ス規 依 第 城 n n 第 六 內 電 料 七 + = 話 十 十 一 在 三條 N 條 第 モ 75 1 準八同規 至 項 ト 所 用條規定 第 看 スノ則及七第 做 受 定二電 十七 ス特 小十話 六 十 電

3 1) 7 行 ス

之 施

本

Z, 町村役場ト電話官署ト 連絡スル電話ニ關ス ル件 ナ

信 1 臣 卜扱 7 = = 町 話 ス 官 署 ア府 = ト 廳 續 N 電 認 ス 話 ル通ル連 話 話事 丰 場以務 町為 事下ノ 用役 ミ 村 遞

III 屬 役 規 付 ヲ 用 テ 電ル 施 設 1 加 於ス == ケル 者 ル町 n 通 通 話 話 做通 内所ス話

爲 電施 交 ----N ス E 始 ス ル話 話交 + 所 ハ屬 役 電 場話 依 開 專 ル始 用署 入 電 話電 3 トリヲ話

話 七第 一及四四 條 之 六 七 條 第 五. + + 條 九十条三 則 = 第 第 + 六 五 + 定第 條 九 九 條 第 八七 條、 役 十 75 - H. 六 第七 至 項條 第 十六 四第 用 條 號十 +

ノ町ル 線 五 役 通 村 設 叉 1 電 間 府 通 話 話 = 於官山府 署以縣支贈 由 デ 負 ス 擔 シ電タ話 含 當 分該

本 ^ 公 日 3 y 之タ 施行 ス

電話託送電報發受心得

左 るときは(第一號又は第二號書式)豫め 東京中央電信局に電話加入者が其使用の電話機に依つて電報を 發受せんとす の事項の屆出を要します。

- 發信又は受信の別
- -電話不號
- Ξ 電話機設置場所
- 四 受信人居所氏名及略號登記を受けたる (但受信の場合に限る) ものは 其の 略
- 五. 開始年月日

入 右の届出をなしたる託送電報發受電話加入者 者と稱す)が 名義變更したる時(第三號書式)電話番號の属出をなしたる 託送電報發受電話加入者(以下單に加 變更ありたる時(第四號書式)電話加入から 除名せられ

> 亦届出を要します。 たる時又は 送電報の發受を廢止したる場合(第五號書式)

は託送の時扱を罷めた者と看做して効力を失ひます。 尙屑出をした加入者が 三箇月以上託送電報の發受を せぬ時

電報の發送方

- 送電報係へつなぎます。 報」とお告げになれば局では 東京中央電信局の よし。手働局の加入者ならば 先づ局を呼んで「電 加入者ならば「丸ノ内23-2211」とお呼びに 加入者が電話で電報を發信する場合には自 なれ 働局 ば
- 受けるのです。 係が出ましたならば 先づ加入電話番號と加 を告げて後左の 順序に依つて 電報を通話し 領諾を 入者名

和文電報

- 電報ノ 種類 (官報、 私 報ノ 別
- 電報ノ字數
- 三 電報ノ名宛
- 四 前納 指定事項へ指定略號ヲ用ヰス 照校又ハ別使配達ト云フテ下サイン 必み至急、 返信料
- 六 五 電報ノ本文
- 發信人ノ居所氏名
- 七 電報二 ツキ注意ヲ要スルト の其事

歐文電報

- 電報ノ 種類 (官報、 私報ノ別)
- 電報ノ語數(有料語數ト實際語數ト違フ場合 二質語數ヲ通話スルコトン ノ方ハ二語ト計算スル此ノ場合ハ有料語數 ヘハ十五字以上聯記シタ語蘇ハ實際一語ヲ 有料 1
- 三 照校又ハ 指定〈指定略號ヲ用キス必ス至急、 別使 心配達 ト通話ス ルコ ١ 返信料前納
- 四 名宛
- 電報ノ 本文
- 六五 發信人ノ居所氏名
- -電報ニ付注意ヲ要スル時ハ其事項
- 電報は前以て文案を作り字数を計算して と間違ふ虞があります 置 力 な V
- 依つて通話すれば安全ですっ んだ行道を引起す虞がありますから 此の通話表に又は「AとE」「MとN」の如きは往々混同し易く飛 通文でも 發音の酷似して居る「チとシ」「イとエ」 と致します殊に電報文は簡略を主とするもので普 難い語辭もありますから 左の通話表に依るを便利 託送電報を發受する際には 暗號其他通話上 一判明し
- 電報ノ受信方
- 若し電報の字語數に相違あるか又は不明瞭の點が 0 づ其の加入者の電話番號と加入者名を確めて 後左 東京中央電信局で加入者は電報を通話するには先 の方では之を書取つて後、領諾の旨を答へて下さい 順序で通話表に依つて通話致しますから 加入者

和文電報 ある場合は直に質問して下さ

電報ノ字數 (官報、私報ノ別)

發信局所名

發信番號

玉 受付月日(當日ノモノハ省略)及時刻

名宛

遠等ト通話シ灰ニ其川省略ヲ通話ス)指定事項(至急、返信料前納、照校コ 照校又ハ 別使配

電報本文 電報二付注意ラ要スル時ハ其ノ事項

文電報 電報ノ種類 (官報、私報ノ別)

發信局所名

發信番號

電報く語數 トキハ有料語數ノ灰二賞話数) 〈有料語數ト實際ノ語數トニ 差異ア

受付月日 (當日ノモノハ省略) 及時分

六 五 指定事項(至急、返信料前納 又ハ別使配達等ト 通話シ其ノ次ニ指定略號ラ通話ス

t 名宛 電報ノ本文

九八 電報ニ付注意ヲ要スル時ハ其事項

= 報取扱時間外ノ賴信方

線電報の外通常の電報は取扱ひませぬ。 電報取扱時間外に於ては至急電報、時間外電報、

四 信料前納證書

の際通知し置き後三日間は保管します 其の三日間は其の幾行番號、前納金額及發行月日を 電報通話 に御使用がなければ加入者に送付致します。 電信局では加入者に宛でた電報の返信料 前納證書

٤ 旨並に證書の香號を通知し 次に電報を通話すると 0 加入者に於て前に依り通知を受けた電信局保管中 返信料前納證書を使用せんとする時は 先づ其の

五 改正 正及停止方

加入者に於て其の發受した電報に關して夢問、改正 項を通知して下さい。 又は停止の請求をする時は 該電報の索出上必要な事

右に要した料金は精算してから通知し

料金は特に指示する場合を除くの外 毎月取纏め型一通に付書錢宛の電報託送料を娶します。 託送電報は發信は電報料金の外一通に付、 著信は

託送電報の發受を廢した時は 未納の料金は直に納 月の二十日迄に通貨を以て最寄の郵便局へ 納付じ 付しなければなりません。 で下さい。 但し電話加入から除名せられた時又は

> 0 納付す ~ 충 金額は 納入告知書で 通知致しま

	Asia 🛮 🕫 🗛		Bombay ®B		China		oC	Denn	nark OD
交	England ©E		France	oF	Glasgow		ø G	Hongkong@]	
	India	οI	Java	øJ	King		οK	Lond	on OL
	Mexico ØM		Newyork ON		Osaka		ø0	Pekin	g op
	Queen	øQ.	Roumani	a OR	Spain		ø\$	Toki	o oT
字	Union	OU	Victoria	⊘ ∇	West		οW	X-ra	у 🕫 🛚 🗷
	Yap	øY	·Zero	οZ					
數	1 数字	2	数字のフタ	3	数字のサン	4	数字ョン		数字のゴ
字	6 數字	7	数字の		数字の	9	數字キウ	0	数字のマル
記號	終	黑古	黄	型占	() #	£	孤	/ 杂	線

通話方法

- ー 文字ヲ送ルニハ例ヘハ「A」ヲ「AsiaのA」ト通話スルカ如シ
- 二 数字ヲ送ルニハ例ヘハ[1]ヲ「数字ノヒト」ト通話スルカ如シ
- 三 記號ヲ送ルニハ其ノ本來ノ名稱ヲ以テ通話スルモノトス但シ括孤ハ「(」ヲ「右向 括孤」、「)」ヲ「左向括孤」ト通話スルモノトス
- 四 語ト語ノ中間ニハ「スペース」ト通話スルモノトス

表話通文和

號記	华	數		:	\$:						文	:	
1	六	_	2	ワ	ラ	+	マ	^	ナ	9	+	カ	7
長	數	数	袰	若	羅	大	舞	粕	名	高	佐	神	明
	字	字	南	狹	南	和	子	根	古屋	田	世	田	石
	0	0 5	0	0	0	0	0	0	度の	0	保の	0	0
音	9	ŀ	×	ワ	7	+	*	^	ナ	B	*	カ	7
•	t	=	**	井	IJ		3	E	=	チ	2	+	1
EH.	數	數	濁	·并	陸		Ξ	姬	Ħ	筑	信	北	岩
Lm	字	字		戶	前		島	路	本	後	濃	見	手
切	のナ	のフ		0	0		0	0	0	0	0	0	0
點	+	A	點	+	y		1	٤	=	4	3	+	1
	٨	Ξ	0		ル	ュ	4	フ	x	יי	ス	ク	1
段	數	數	华		·留	B	武	繭	沼	敦	隅	久	Ŀ
	字	字	304		斯	張	巌	井	津	賀	田	留	野
	のハ	0 +	濁		0	0	0	0	0	0	0	*	0
落	5	2	温		n	-	4	フ	π	ッ	7	"	ウ
()	九	四	. 1	2	レ		¥	~	ネ	テ	也	ケ	I
括	數	數		惠	蓮		目	邓	根	天	撝	京	江
	字。の	字の		比須	華	1	黑	和	室	滿	津	城	ノ磨
	+	3		の	0		0	0	0	0	0	0	0
孤	ウ	2		x	V		×	^	木	テ	せ	5	-
	0	五		7	D	3	ŧ	ホ	1	۲	7	_	1
	數	數		尾	羅	古	門.	伯	龍	富	宗	小	大
	字	李		張	馬	野	司	者	代	Щ	谷	倉	海
	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	n	II.		7	D	3	Æ	zjs.	1	1	ッ	=	1

記すの
 記事
 記事

式

用紙半紙

(地話加入者サラハコノ書式ニヨラレタシ略號登記ア)

第一號書式

電報電話託送請求書

電話機設置場所 市區町村何々何番地 電話番號

(發信又ハ著信ノ別)託送仕度及請求候也 電報規則第百五十二條ニ依り右電話機ヲ以テ電報

所 市區町村何丁目何番地

加入者 名印

東京中央電信局御中

te = ラレタシ的號

第二號書式

電報電話託送請求書

電話番號 市區町村丁目番地

同居住者氏名 電話機設置場所

託送仕度及請求候也 ヲ電報規則第百五十二條ニ基キ前記電話機ニ依リ 右居住者ヨリ發信スル(又ハ、へ著信スル)電報

但シ電報料金納付其ノ他一切ノ責任ハ加入者ニ 於テ負擔可仕候

右加入者

住所 市區町村何丁目何番地

氏名 某風

東京中央電信局御中

用紙半紙

略號登記アルモノハ其ノ略號ヲモ附記セラレタ

託送者名義變更屆

電報ノ區別 發信(又ハ)受信

仕候三就テハ從來ノ電報託送名義モ同一人二御變 右電話加入名義ヲ 電話機設置場所 電話番號 市區町村何々を丁目番地 年 月 日新名義人二變更

市區町村何々々丁目番地 舊名義人

更相成度當事者連署ヲ以テ及御屆候也

月 H 市區町村何々々丁目番地

東京中央電信局御中

用紙半紙

第四號書式

電話番號變更屆

電話機設置場所 電話番號 電報ノ區別 市區町村何々々丁新 何 局局 スタ丁目番地 番番

ヲ以テ電報託送可仕此段及御屆候也 右何々ニ依リ前記ノ通リ變更候ニ付自今何局何番

日

市區町村何々々丁目番地 右加入者

東京中央電信局御中

用紙半紙

第五號書式 略號登記アルモノハ其ノ略號ラモ附記セラレタシ

電報電話託送廢止屆

電報ノ區別 發信(又ハ)受信

右電話機二依ル電報託送ヲ廢止仕候ニ付及御届候電話機設置場所 市區町村何々々丁目番地 電話番號

市區町村何々々丁目番地

右加入者

東京中央電信局御中

黎

翠

拔 電話番號 書 局 番 號 電話番號 加 入 者 名 局番號 電話番號 加入者名

	電	話番	號書拔	
加入者名	局番號	電話番號	加入者名	局 番 號 電話番號
		- 4 -	7-1-1-1	
			- 10. 1	
			0,000	
W. 200				
	V			
	- 1 1 mg - 5 1			

昭和五年一月十五日印刷 昭和五年一月十八日發行

(定價金九拾九錢)

東京中央電話局

麴町區大手町二丁目

東京市深川區古石場町六番地

印刷所 今 井 印 刷 所 中刷人 今 井 彦 太 郎



◇電話番號簿に就て加入者へ◇

古い番號簿を使用せぬこと 新らしい此 の番號簿が届きましたら、前の古い番號
鑑は御使用にならない様に願ます。

追加番號簿は先に見ること 迫加番號簿 が出來たときは、先づそれから見ること にして下さい。

設置場所變更のとき 前設置場所 から電話番號簿が引揚げられたときは、 移轉後間もなく郵便で番號簿をお送り致 します。使用者が紛失されたとき等は其 の旨御通知して番號簿の御買求を願ひま す。何の通知もなく番號簿も行かなかつ たときは御手數でも加入課へ電話又は書 面で御通知を願ひます。

移轉の場合同じ電話を引續き御使用になる場合は番號簿は御忘れなく新設置場所 へ御持ち下さい。

十月二日以後の名義變 更場所變更は掲載なし 此の番號簿

は四年十月一日現在の加入者を調査して 掲載したのでありますから、二日以後に 名義又は設置場所の變更をなすつた加入 者は掲載してありません。 競簿の誤謬訂正 編纂校正に 就きましては出來る丈け誤謬のない様に 注意は致しましたが、萬々一問違がある ことを御發見の場合は訂正の都合があり ますから、成るべく早く書面なり電話で 當局加入課(電話丸ノ內23-0421番⁽⁹⁾)へ御 申出を願ひます。

他人名義掲載請求 他人の住ん で居る家を機械設置場所とする加入者の 分は番號簿に掲載しても殆んど其の用を なしませんから、可成「他人名義掲載請 求」をなさる事を御獎め致します。

番號 簿 揭 載 方 番號簿掲載

豫て「他人名義掲載」又は「重複掲載」 の請求をしてある方で、都合上御廢めた なる場合は其の年の三月十六日までに御 申出がないと、次の年度の掲載料を徴收 されます